

Title	支那の史料に現はれたる我が上代(三)
Sub Title	
Author	橋本, 増吉 (Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1927
Jtitle	史学 Vol.6, No.4 (1927. 12) ,p.1(475)- 97(571)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19271200-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19271200-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 史學

第六卷 第四號

昭和二年十二月

## 支那の史料に現はれたる我が上代 (三)

一四

それから同じく倭地の地理に関する記載が、二箇處に分記してあることも、亦魏志倭人傳の記事が單に或る一つの史料によりて記されたものではなく、二三の記録を綴合して作爲せられし事實を表示するものではあるまいか。

すなはち魏志の本文を見れば、最初に倭地の位置を掲げ、更にその地理及び當時支那に知られた國々の名稱、位置、距離、官制等を掲げ、一旦「自郡至女王國萬二千餘里」なる文句を以て、その地理に関する記事を終つて置きながら、つぎに十八行に互りてその風俗、習慣、商業、政治、歴史等について

支那の史料に現はれたる我が上代 (橋本)

(四七)

一

記述せし後に、再び地理に關する記事となり、

女王國東渡海千餘里、復有國皆倭種、又有侏儒國、在其南、人長三四尺、去女王國四千餘里、又有裸國、黑齒國、復在其東南、船行一年可至、參問倭地、絕在海中洲島之上、或絕或連、周旋可五千餘里、

と見えて居り、かくて最後に魏の景初二年以來、倭の女王が魏に通じた歴史的事實の記載を以て終つてゐるのである。

もし最初から或る一つの史料により、一人の手によりて記載せられたものであるとすれば、「女王國東渡海、復有國」から「周旋可五千餘里」に至る地理に關する文は、當然「自郡至女王國、萬二千餘里」なる地理に關する記載の次ぎに記されべき譯であり、隨つて「其國本亦以男子爲王」より以下の歴史に關する記載も、亦不自然に地理の記事によりて中斷せらるゝことなく、「景初二年六月、倭女王遣大夫難升米等詣郡」より以下の歴史記事に連絡すべき譯であらう。更に考ふれば「參問倭地、絕在海中洲島之上、或絕或連、周旋可五千餘里」といふ一文は、他の何れの部分とも異つた特種の史料に據つたものではないかとも疑はるのである。

また倭人の風俗習慣を記するに當りて、一方にては

見大人所敬、但搏手以當跪拜、云々

と記しながら、更に約三行を隔て、

下戸與大人、相逢道路、逡巡入草、傳辭說事、或蹲或跪、兩手據地、爲之恭敬、對應聲曰噫、比  
如然諾、

とあり、同じく大人に關する記事をば二箇所に分記し、その間には之れと無關係な他の記事を挿入せし  
事實の如き、或は一方に於て

男子無大小、皆黥面文身(中略)後稍以爲飾、云々

と記しながら、更に約三行を隔て、

以朱丹塗其身體、如中國用粉也、

と記し、その間には全く身體の裝飾とは無關係の記事を挿入せる事實の如き、亦その取捨せし史料の單  
一ならざることを表示するものではあるまいか。

もとより數種の史料によりてその記事を作爲する場合でも、その文意に注意を拂ふ人であれば、前後  
矛盾の記事を作製したり、或は同一種類の事實をば各別に連絡なく記載するといふやうな不始末を、曝  
露するが如きこともあるまいが、支那古來の學者がその史料を消化せず、單に不用意に各別の史料を綴  
合する場合に、かくの如き過誤を敢てして怪しまなかつたことは、決して稀有の事實ではないのであ  
る。

## 一五

然らば魏志倭人傳の何れの部分が魏略の文であり、また何れの部分が他の史料に屬すべきものであらうか。かつまた、それ等史料の信用の程度は如何なるものであらうか。もとより之れを確然と判定することは容易の業ではあるまいが、翰苑所引の魏略本文を始め、その他の今日遺存する斷片逸文を参照し、かつ魏略及び魏志の編纂年代や、その當時の事情をも考慮し、文脈文意の上から之れを考ふるに、まづ最後の「景初二年六月、倭女王遣大夫難升米等詣郡求詣天子朝獻」とあるより以下、女王國と魏との交渉往來に關する記事は、恐らく魏略に據つたものであらうと思はれるのであり、かつ魏略の撰者魚豢はその當時魏の郎中であつた人であるから、比較的信用せらるべき性質の記載であらうと考へる。

それから、最初の「倭人在帶方東南大海中、依山島爲國邑、舊百餘國」より以下、「計其道里、當在會稽東治之東」に至る部分の記事は、やはり大體に於ては魏略の本文に據つたものではあらうが、また他の史料に據つて補つた部分もあり、同時に多少省略に附した部分、或は多少變改した部分もあるやうに認められるのである。

すなはち翰苑所引の魏略本文には「從帶方至倭」といふ文句に始まりて、伊都國に至るまでの道程、方向、官職等を記し、「其國王皆屬女王也」の文句を以て結び、更に「女王之南又有狗奴國」に

始まつて「今倭人亦文身、以厭水害也」に終つてゐるのであるが、この翰苑所引の魏略本文は魏略の原文よりも大に省略されてゐるのであらうから、もとよりこれを以てそのまま、直に魏略の原文と考へ、魏志倭人傳の本文と對比する譯には行かないのである。けれども魏志本文の中最初の「倭人在帶方東南大海中」より「今使譯所通三十國」までの部分や、對馬國、一支國、末盧國等に關する記事、及び「自女王國以北、其戶數道里、可略載」よりその旁國の名稱を列舉し、「此女王境界所盡」とある部分などは、その文句に多少の相違はあるかも知測られないが、大體に於て魏略の原文に據つたものであらうと推せられる。また魏略の原文には魏志の本文に「夏后少康之子、封於會稽」とある文句の上に、「聞其舊語、自謂太伯之後」といふ文句が存してゐたことは、翰苑所引の魏略本文によりて明白なるところである。なほその風俗に關する記事で、魏志に「男子無大小、皆黥面文身」とある記事は、翰苑所引の魏略本文にも「聞其舊語、自謂太伯之後」云々とある直ぐ前に「其俗男子皆黥面文身」云々とあるのであるから、魏略の原文によつたものであることは明かであるが、魏志に「以朱丹塗其身體、如中國用粉也」とある文句が、魏略の原文にも同様の位置に記載せられてゐたかどうかは全く不明である。もし魏略の原文も魏志の本文と同様であつたとすれば、曩に魏志の記事に對してなした批判は、同時に魏略の記事に對しても亦適用せらるべきことの一例となる譯である。

たゞこの部分に於て特に注意すべき記事の一つは、

支那の史料に現はれたる我が上代（橋本）

東南陸行五百里、到伊都國、官曰爾支、副曰泄謨、觚柄渠觚、有千餘戶、世有王、皆統屬女王國、郡使往來、常所駐。

とある一節である。實にかの那珂博士が曩に「皆統屬女王國ノ皆字ハ伊都國ノ世々ノ王ヲ指シタル辭ナルベシ」となし(那珂通世遺書三〇七頁参照)、後に山田孝雄氏が、魏志の文面に於て王と稱せし國は邪馬臺、伊都、及び狗奴の三國に過ぎずとなし、後世歴史時代に於ける我が國の形勢が常に畿内、關東、及び九州の三中心に於て相對立する傾向の著しき事實あるを聯想し、かの三國の名稱をばこの三地方に於ける類似の發音を有する地名に比定し、邪馬臺をば畿内大和となし、伊都をば筑前怡土の地となし、狗奴をば關東毛野の地に比定し、以て當時、大和朝廷の威力は既に西は九州より、東は關東平野の地に及んだものと認めて居らるゝのも、全くこの一節の文句にその論據を求められたのであり、氏の所謂「狗奴國考」の基礎觀念をなしてゐるのである。(考古學雜誌第十二卷、第八—十二號所載「狗奴國考」參照)

然るに翰苑所引の魏略本文について之れを觀れば、翰苑編者の

分職命官、統女王、而列部

と記せる見出の下に、

從帶方至倭、循海岸水行、(中略)始度一海、千餘里、至對馬國、(中略)南度海、至一支國、(中略)又度海、千餘里、至末廬、中略、東南五百里、到伊都國、戶萬餘、置官曰爾支、副曰洩溪、觚柄渠觚、

其國王皆屬女王也

とあるのであり、魏志倭人傳だけによると

東南陸行五百里到伊都國官曰爾支副曰泄謨觚柄渠觚有千餘戶世有王皆統屬女王國郡使往來常所駐

と見えてゐるので、如何にも「世有王」の句は伊都國だけについて述べたるものとして認むべきが如き文脈をなすのであるけれども、翰苑所引の魏略本文について考ふれば、對馬、一支、末盧、伊都と、順次にその大官及び副官を掲げし後、乃ち之れを受けて「其國王皆屬女王也」とあるのであるから、「其國王」とは以上列舉せし各國の國王を意味するものとして認むべきかの如き文脈をなしてゐるのである。即ち對馬、一支、末盧、伊都の各國に皆各々國王の存在することを豫想して、その大官及び副官の名稱を掲げ、之れを受けて「その國王は皆女王に屬する」ことを述べたものと解すべき文脈をなしてゐるのであり、この場合の「皆」なる文字はその意味を表はす爲めに、有效なる文字となつてゐるのである。けれども魏志に「世有王皆統屬女王國」とある場合の「皆」なる文字は、その文意の上から見てこの場合必ずしも有用な文字とは思はれない。恐らく陳壽は魏略に據りてこの文を作る際に、「其國王」なる文字を「世有王」に變改して、その次の皆なる文字はそのまゝとなし置きし爲め、魏略の場合には有用なる文字が、魏志の場合には無用の文字となつたものではあるまいか。



或はまた翰苑所引の魏略本文に「其國王皆屬女王也」とあるは、翰苑の編者張楚金が魏略の本文を引用する際に誤つたのではないかといふ疑問をも生じないではないが、たとひその引用の文句に多少の誤謬があるとしても、少くとも張楚金がこの魏略の本文を見て、各國王が皆女王に屬したとして解すべき文意を表はす文體となつてゐたものであることは、その見出に「分職命官、統女王、而列部」とあることによりても明かなるところであらう。後漢書東夷傳に

國皆稱王世世傳統、

とあるのは、恐らく魏略に

其國王皆屬女王也

とある文と、魏志に

世有王皆統屬女王國

とある文とを綴合して、作爲せしものであらうと推考せらるゝのである。

だから翰苑所引の魏略本文が、少くともその原意を傳ふるものなることは疑ひないやうであるが、それならば魏志の編者陳壽は何故に之れを「世有王」と改めて、伊都國だけの事實を説明するものゝ如き文脈となしたのであらうか。この疑問を解決することもまた容易の業ではあるまいが、而もその解決の鍵は翰苑の編者が「其國王皆屬女王也」といふ文句を以て一段落を作つてゐる事實にあるかと思はれる。

蓋し魏志には「世有王皆統屬女王國」とある文句の次ぎに「郡使往來常所駐」といふ文句が記されてゐるので、那珂博士も「若クハ（伊都國）王ヲ指シタルニハアラデ、對馬、一支、末盧、伊都ノ四國ヲ指シタル辭カトモ聞ユレドモ、下ナル郡使往來常所駐ハ伊都國ノミヲ云ヘルナレバ、コレモ伊都國王ノミヲ指セルナリ」と論ぜられたやうに（同上参照）、魏志の本文に「世有王」とある文句が伊都國のみにかゝるものなることは、何人も異論を挿むの餘地なきところであらう。然るに翰苑の撰者が魏略を採録するに當りて、その文句をば「分職命官、統女王而列部」の意味を表はすものとして解し、その採録せる魏略の文句も明かに「其國王皆屬女王也」とあり、對馬、一支、末盧、伊都の各國が皆王を有せしものとして解すべき文脈をなしてゐるのであり、魏志と共に魏略をも参照したはずと思はれる後漢書の撰者も亦「國皆稱王、世世傳統」と記し、各國皆王を稱せしものと解してゐるのである。もし魏略にも、魏志と同様に「郡使往來常所駐」なる文句が「其國王皆屬女王也」といふ文句の次ぎに記されたりしものとせば、後漢書の撰者や翰苑の撰者をして各國皆王を稱せしものとして了解せしむべきはなからうと推せられるのである。されば魏略の原文が本來如何なるものであつたか、今日十分に之れを知ることは出来ないものであるけれども、少くとも魏志の文と同様でなかつたことだけは考へられ得べきではあるまいか。而も魏略の撰者魚豢が特に伊都國の條下に於て「其國王皆屬女王也」との文句を附加せし所以は何故であらうか。奴國、不彌國、投馬國等にはその國王の存せなかつたことを意味するも

のであらうか。案ずるに翰苑所引の魏略本文は「其國王皆屬女王也」といふ文句を以て終つてゐるので、魏略の原文にはその以下に如何なる文句があつたのか全く不明であるから、魏略と密接な關係を有するものと思はれる魏志の本文について之れを見るに、對馬國より伊都國までの記載法は各々その國々の性質特色について略記してゐるのであるが、奴國より邪馬臺國に至るまでの記載法はたゞその行程と官名と戸數との記事だけで、その國々の特質については何等記するところがないのであり、その間に明白なる記載法の相違が認められるのである。だから伊都國までの文と奴國以下の文とは、或は本來その出所を異にするものではないかとの疑問も生ずるのである。全體伊都國の地がもし魏志に記するやうに「郡使往來常所駐」であつたとすれば、帶方郡と伊都國との間の交通往來は特に頻繁に行はれたはずであり、従つて帶方郡より伊都國に至るまでは比較的詳細に知られて居り、またその間に關しては特別の記録が存在せしことは當然の事情であらうかと思はれる。

或は「郡使往來常所駐」といふ文句によりて、魏の使者は伊都國まで行きしものにて、それ以下はたゞ傳聞を記したに過ぎないものとなし、

王遣使詣京都帶方郡諸韓國及郡使倭國皆臨津搜露傳道文書賜遣之物詣女王不得

差錯

とある文句を以てその事實を裏書するものと稱し、甚しきはその奴國、不彌國、投馬國、邪馬臺國に至

る里程記事を以て、何れも皆伊都國よりの里程を記せるものとなすが如き所説をすらも敢てするものを見るのであるが、究學の目的とすべきところは正しい解釋を得んとするにあるのであるから、この種の所説の如く、全然文脈文意を無視せる議論はもとより問題となすほどの價值すらも認められないのであるけれども、魏の使節は伊都國より以上には行かなかつたもので、それ以下の記事はたゞ傳聞によつたものであらうといふ考へは、ともかくも二三の學者が既に發表せる主張であり、之れに對する共鳴者も亦多少存することゝ察せられるのである。

されど魏志倭人傳によると

景初二年六月、倭女王遣大夫難升米等詣郡、求詣天子朝獻。太守劉夏遣史將送詣京師。其年十二月、詔書報倭女王曰、制詔親魏倭王卑彌呼、帶方太守劉夏遣使送汝。大夫難升米、次使都市牛利、奉汝所獻男生口四人、女王口六人、斑布二匹、二丈、以到中略。今以汝爲親魏倭王、假金印紫綬、裝封付帶方太守假授。汝其綏撫種人、勉爲孝順。汝來使、難升米、牛利等、涉遠道路勤勞、今以難升米爲率善中郎將、牛利爲率善校尉、假銀印青綬、引見勞賜遣還云々

とあり、その景初二年六月とあるは内藤博士の論ぜられた通りに、景初三年六月の誤りであらうから（藝文第一年第四號卑彌呼考參照）倭女王卑彌呼の使節等が魏の景初三年に魏の都に到りて奉獻し、魏の官

職を授けられ、銀印青綬を賜ひ、かつ魏の明帝に引見せられしことは、この明文によりて疑ふべからざるところである。かの晉書卷一宣帝紀の中に「魏正始元年春正月、東倭重譯納貢」とあるのはこの時のことを記したものであらう。これに對して

正始元年、太守弓遵遣建中校尉梯儁等奉詔書印綬詣倭國、拜假倭王、并齎詔賜金帛、錦罽、刀鏡采物、倭王因使上表答謝詔恩。

とあるのであるから、魏の使節はこの時當然倭の都邪馬臺に到りて「拜假倭王」したはずである。蓋しこの場合倭國に使した建中校尉梯儁等は魏の皇帝の使節として「奉詔書印綬」「拜假倭王」すべき重大なる任務を有するもので、決して所謂「郡使」と稱すべき性質のものではないのであるから、その「常所駐」である伊都國に到りて満足すべきはずはないのであり、また倭女王の方でも自ら求めてその使節を魏の都に送り、親しく魏帝に謁見して奉獻せしめしものが、その答禮としてその詔書印綬を奉じ自己を親魏倭王に拜假せんが爲に來りし魏の使節をば、その都に入らしむることなく、伊都國に於てその授受をなしたとは到底考へ難きことであらう。つぎに

其四年、倭王復遣使大夫伊聲耆、掖邪狗等八人、上獻生口、倭錦、絳青縑、緜衣、帛布、丹、木狔、短弓矢、掖邪狗等、壹拜率善中郎將印綬。

とあるのは果して魏の都に行いたのであるかどうか、この記事だけでは不明であるが、魏志卷四齊王芳

紀に「正始四年冬十二月、倭國女王卑彌呼、遣使奉獻」とあるのであるから、やはり都に到つたものと見た方が正當であらうと思はれる。けれども

其六年、詔賜倭難升米黃幘付郡假授

とあるのは、恐らくその郡の使節は倭の都に到つたものではなく、伊都國に於てその授受を果したものであらうと推せられるのである。然るについて正始八年に帶方郡の太守王頎が魏の都に到りて官に報ぜしところによると

倭女王卑彌呼、與狗奴國男王卑彌弓呼素不和、遣倭載斯烏越等詣郡、說相攻擊狀

とのことであつたので、魏帝は

遣塞曹史張政等、因齎詔書黃幘、拜假難升米、爲檄告諭之

せしが、會卑彌呼死し

更立男王國中不服、更相誅殺、當時殺千餘人、復立卑彌呼宗女壹與、年十三、爲王、國中遂定、政等以檄告諭壹與、壹與遣倭大夫率善中郎將掖邪狗等二十人、送政等還、因詣臺、獻

上男女生口三十人、貢白珠五千孔、青大句珠二枚、異文雜錦二十四匹

とあるのであるが、是等の記事は明かに倭國より帶方郡に使節を派遣せしことありし事實を示すと共に、また魏の都に使節を派せしことありし事實をも示すのであり、之れに對してまたそれ等の記録により、

郡の使節の外に、直接魏の皇帝よりの使節の派遣せられし事實が認められるのであり、「送政等還因詣臺」とある以上は、張政等が郡の使節にあらずして特に都より派遣せられた皇帝の使節であつたことは明白なることであり、その使節が倭人國の都邪馬臺の地に至り「以檄告諭壹與」せしものなることもまた疑ふべからざるところである。

要するに郡使と皇帝の使節との間には明白なる區別があり、倭の使節の帶方郡に到りしものと魏の都に到りしものがあつたのと同様に、郡使即ち帶方郡よりの使節が伊都國まで到りしに對し、魏の皇帝よりの使節が倭人國の都邪馬臺の地に到りしものなることは魏志の明記するところと稱すべきであり、その魏帝遣使の事實は正始元年と正始八年との二回に及んでゐるのである。さればかの

〔倭王遣使詣京師帶方郡諸韓國及郡使倭國〕

とある文句の意義も亦以上述ぶるが如き意味合を以て解すべきで、「郡使倭國」といふ文句には京師よりの命により皇帝の使節として郡より倭國に使う場合と、單に郡の使節が郡より倭國に使う場合との二様の意義を含めるものとして認むべき譯であり、またかの

郡使往來常所駐

といふ文句の「常」の語も、かく解することによりて始めてその眞意を傳ふものと稱すべきで、魏志に記載せられたる僅かに二回の往來の事實だけを意味するものとしては「常」の語は餘りに不適當の用語

として感ぜられるところであらう。或は「常所駐」といふ語句の意味を、魏使が邪馬臺國に到る途中で一時駐宿する所の意として解することも全然通ぜない解釋でもあるまいが、それでは特に「郡使」と書いたことが無意味となるであらうし、或は郡より出發するから郡使といつたのであらうといふやうな無理な解釋をも敢てしなければならぬこととなるのである。

而してもし予が以上の解説にして誤るところなしとすれば、當時倭人國の事實に關しては第一に帶方郡の使節が伊都國に至りし場合の報告と、第二に魏の皇帝よりの使節が邪馬臺國に至りし場合の報告と第三に倭王或は諸國の使節が帶方郡に至りし場合の記録及び傳聞と、第四に倭王の使節が京師に至りし場合の記録及び傳聞と、第五に諸韓國よりの間接の傳聞記録と、少くともこの五種の史料が存在し得た譯である。而も第二の場合は二回、第四の場合は恐らく三回となつて居り、第一、第三、第五の場合はその回數の幾何なるや全く不明ではあるが「常」と稱するほどであるから二回以上であることはもとより疑ひないところであらう。

されば倭女王の使節が魏都に入りし當時、魏の郎中であつた魏略の編者魚豢が、何程か是等の史料を利用し得べき可能性ありしことは考へられ得べきところであり、また晉の著作郎であつた魏志の編者陳壽が、前記の諸記録や魏略の記事などを利用し得ると共に、日本書紀所引晉起居注に

武帝泰初二年十月倭女王遣使重譯貢獻



とあり、晉書卷第九十七四夷列傳に

及文帝作相又數至泰始初遣使重譯入貢

とある場合の倭と晉との交通に關する記録傳聞によりて影響せられ得べき位置にあつたことも亦明かなるところである。

だから予が曩に指摘したやうに、對馬國より伊都國までの文と奴國以下の文との間にその記載法の相違ある事實、及びその前者の方が比較的その記事の詳細なる事實は、全くかくの如き事情の下に於て本來出所を異にせる史料を綴合せる結果生ぜしものなることは殆ど疑ふべからざるところであり、かつ奴國以下の記事に於ても、更に奴國より不彌國までの記事と投馬國邪馬臺國に關する記事とその行程の記載法に著しき相違が認めらるゝ事實も、亦その出所を異にせる史料を綴合せる結果として認めらるべきことであらう。

而してかの翰苑の編者張楚金が「分職命官、統女王而列部」といふ見出しの下に、魏略の本文の中「從帶方至倭」に始りて「其國王皆屬女王也」に終つてゐる部分だけを引いた所以は、もと／＼魏略の本文には「郡使往來常所駐」といふ文句がなかつた爲めか、或は不注意にもその文句を見落した爲めか、若しくは之れを無視した爲であらうと考へられるのであるが、而もその文句を見落し、或は無視するといふことは、魏略の本文だけによつてゐる場合ならば或は起り得べきことも測られないが、

魏志も共に参照しつゝある場合に、而も魏志の本文によれば「其國王」は「世有王」となつて居り、「世有王、皆統屬女王國、郡使往來常所駐」といふ文句は明かに伊都國の説明として書かれて居る場合に、特にその魏志の本文を棄て、魏略の本文により、かつ「其國王皆屬女王也」の文句を以て、單に伊都國だけでなく對馬國以下の各國に係るものとして解し、特にその意味を表はした見出しの下に記してゐるからには、魏略の本文の上では特にかく解せなければならぬものとなつてゐるのであり、隨つて「郡使往來常所駐」といふ文句はなかつたものと解した方が、より正しい見解ではないかとも考へられるのである。してみると魏志に「世有王、皆統屬女王國、郡使往來常所駐」とあるのは、魏志の編者陳壽によりて始めて作爲せられた文句であり、或る他の記録によりて伊都國に關し「郡使往來常所駐」といふ知識を有せしが爲めに、この文句を伊都國の條下に記入するに際し、魏志の本文には「其國王」とあつたのをば「世有王」と改め、以て伊都國だけの説明となし、その記載法をば對馬より末盧に至る前半の記載法に一致せしめたものであらうかと推考せらるゝのである。尤も伊都國の地が眞に「郡使往來常所駐」であつたとすれば、曩にも記したやうに帶方郡より伊都國に至るまでは、比較的詳細に知られてゐた譯であり、特に伊都國に關しては或は特別の記事も存し得た譯であらうから、魏略の本文に全くかくの如き種類の記事が存しなかつたとも思はれないやうではあるが、たゞこの場合に於て恐らくかくの如き種類の記事を有しなかつたものであることは、以上論ずるところによりて明かである。魏志の「郡

使往來常所「駐」といふ文句は恐らく後の「自女王國」以北、特置一大率、檢察諸國、諸國畏憚之、常治伊都國、於國中有如刺史」の文句と共に他の記録に記されるなりしものを、陳壽が分割して之れを兩所に採録したものであるまいかとも思はれる。もとより之れは予一個の想像に過ぎないが、魏略と魏志との記事上の矛盾を説明する上に於て、最も可能性多き想像であらうと考へる。

しかのみならず翰苑の編者張楚金が「其國王皆屬女王也」といふ文句より以下の部分は、魏略にも魏志にも據らないで、「邪屈伊都傍連斯馬」といふ見出の下に、晉の郭義恭の廣志に據り、「倭國東南陸行五百里、到伊都國、又南至邪馬臺國、自女王國以北、其戶數道里可得略載」云々の記事を掲げてゐる事實によりて、魏略及び魏志のこの部分の記事には著しき相違があつた爲めか、或は共に著しく不合理なる記事であつたが爲めに、之れを採録することを避け、同じく晉時代の郭義恭撰である廣志の記事を採録したものではないかといふ疑問も生ずるのである。郭義恭が晉時代の人であることは說郭局六十一に廣志晉郭義恭撰とあるによりて明かであるが、たゞ晉の何れの時代の人であるかなほ不明である。やはり魏略魏志以後の編著であらうと思はれるが、もとよりその引用の文句は廣志の原文とは相違せる箇所が少くないことと思はれるけれども、その異同を正すべき手がかりがないので、假りに大體に於てその本文を正しいものとするれば、「倭國東南陸行五百里到伊都國」云々と記してゐるのは「倭國の本地に上陸後東南へ陸行五百里にして伊都國に到る」との意味として解すべきものであらうが、その後直に

「又南至邪馬臺國」と記し、奴國、不彌國、投馬國には何等觸るゝところがないのは、恰も翰苑編者の採擇法に一致するものゝやうであり、やはり郭義恭も張楚金と同様に、魏略魏志のこの部分の記事に對して疑惑を有せしが爲めではないかとも考へられるのである。何れにせよ翰苑の編者が「其國王皆屬女王也」の語句を以て切つてゐる事實、及び魏志の倭人傳が伊都國の前後に於て明かにその記載法を異にしてゐる事實は、各々その史料を異にすることを曝露せるものであり、隨つて不彌國より投馬國、投馬國より邪馬臺國に至る行程記事が全然他と異なる事實も、亦同様にその史料を異にせるが爲めであらうと推考せらるゝのであり、かつその行程記事の著しく他と異なる事實は、その記録の他の部分と矛盾を生ずるが爲めに、應て翰苑の編者や廣志の編者をしてその部分の記事に觸るゝのを避けしむるに至つたのではないかといふ疑念をすらも生ぜしむるのである。

或は翰苑の編者は單にその博覽を銜ひ、諸種の書冊に據つたことを示さんが爲めに、漢書、後漢書、魏略、魏志を始め、宋書、括地志、廣志までも抄出したのであり、その取捨について深き考慮を拂つた譯ではなく、かの奴國以下の記事を省略せるが如きも、何等特別の用意ありてなせしことではなく、全く偶然の事實に過ぎないであらうといふやうな異論があるかも知れないが、予の觀るところでは決してそれほど無頓着に編著せられたものではなく、その引用諸書の史的價值については必ずしも深く注意せしものとも思はれないが、ともかくも倭國の位置、その内情、その歴史、その傍國その中國との關係

といふ順序により、所謂倭國に對するその當時の知識觀念に支配せられながら、或る一定の方針の下に、諸書の間にてその記事の採擇に力めたものと考へられるのであり、必ずしも博覽を銜ひ群書を抄出するに努めたものとは認められないのである。

そこでまづ翰苑編著の當時、即ち唐時代に於ける倭國に對する知識觀念の如何なるものであつたかを見るに、唐の太宗の貞觀年間に編纂せられた主なる史書は晉書、梁書、陳書、北齊書、北周書、隋書、南史、北史等であるが、その中で倭人の國に就いてその地理を述べてゐるものは、北史卷九十四列傳第八十二に

倭國在百濟新羅東南水陸三千里於大海中依山島而居魏時譯通中國三十餘國皆稱子夷人不知里數但計以日其國境東西五月行南北三月行各至於海其地勢東高西下居於邪摩堆則魏志所謂邪馬臺者也又云去樂浪郡境及帶方郡並一萬二千里在會稽東與儋耳相近俗皆文身自云太伯之後計從帶方至倭國循海水行歷朝鮮國乍南乍東七千餘里始度一海又南千餘里度一海關千餘里名翰海至一支國又度一海千餘里名末盧國又東南陸行五百里至伊都國又東南百里至奴國東行百里至不彌國又南水行二十日至投馬國又南水行十日陸行一月至邪馬臺國即倭王所都

とあり、それより二十一行の間、後漢の光武皇帝以來の朝貢、風俗、習慣、官等などについて記せし後、

隋の煬帝大業三年入朝の記事となり、その明年文林郎裴世清遣使のことに及び、

明年上遣文林郎裴世清使倭國、度百濟、行至竹島、南望耽羅國、經都斯麻國、迺在大海中、又東至一支國、又至竹斯國、又東至秦王國、其人同於華夏、以爲夷洲、疑不能明也、又經十餘國、達於海岸、自竹斯國以東、皆附庸於倭、倭王遣小德何輩、率從數百人、設儀仗、鳴鼓角來迎、後十日、又遣大禮哥多毗、從二百餘騎、郊勞、既至彼都、其王與世清來貢方物、此後遂絕。

と見えてゐる。すなはちその前の部分は從來の記録に據りて記されたものであり、後の部分は裴世清の報告或は紀行に據りて記されたものであることは明白なるところである。蓋しその前後の記事に著しき相違があるので、別に之れを記録すべき必要を感ぜしが爲めであらう。この點に於ては、もし予が前に掲げた見解に誤りなしとすれば、翰苑の編者とはその史料採録の方針を異にしてゐる譯である。尤もその前の部分の中でも「夷人不知里數、但計以日、其國境東西五月行、南北三月行、各至於海、其地勢東高西下、居於邪摩堆」とある記事は、魏略にも晉書にも梁書にも見ないところ、北史、隋書に至つて始めて記されてゐるのであるが、或は魏志に日數行程記事あるによりて、その事實を推斷作爲せしものではないかといふ軽い疑念も生じないではないが、これは恐らく唐初或は隋代の頃から知られてゐた、倭國に對する當時の思想を表はすものであらうと考へられるのである。

つぎに隋書卷八十一東夷傳に記するところも、その前の部分は殆ど全く北史の記事と同様であるが、たゞ最初の「倭國」の文字を誤りて「倭國」とし、また北史に「皆稱子」と誤記されてゐるのが「皆自稱王」となつて居り、北史に「居於邪摩堆」とあるのが「都於邪摩堆」とあり、「又云」とあるのが「古云」となつてゐる點が、違つてゐるだけである。尤も隋書の方は「在會稽東與儋耳相近」まで終つて居り、それ以下の記事を省略して、直に後漢光武帝以來の朝貢記事となつてゐるのである。

こゝにもまた魏の時代に中國に通じた三十餘國が「皆自稱王」との記事あるは注意すべきことで、北史に「皆稱子」とあるはもとより「皆稱王」の誤記であらうから、北史隋書の撰者等も亦その前代の記事によりてかく認めれたことは明かなることである。蓋し當時翰苑の編者と同様に北史隋書の撰者等は魏略をも亦參照したはずであるから、この事實は單に後漢書の記事に誤まられしものとか、或は不注意による魏志の誤讀とのみはいはれまい。なほその後の部分も、北史に「使倭國」とあるのが隋書には「使於倭國」となつて居り、「耽羅國」が「舩羅國」に、「小德何輩臺」が「小德阿輩臺」に「至彼都」が「至彼部」に、「其王與世清來貢方物此後遂絶」とあるのが、「其王與清相見、大悅曰、我聞海西有大隋禮義之國、故遣朝貢、我夷人僻在海隅、不聞禮義、是以稽留境內、不即相見、今故清道飾館、以待大使、冀聞大國維新之化、清答曰、皇帝德並二儀、澤流四海、以王慕化、故遣行人、來此宣諭、既而引清就館、其後清遣人、謂其王曰、朝命既達、清即戒塗、於是設宴享、以遣清、復令使者

隨清、來貢。方物、此後遂絶」となつてゐるのである。蓋し前部後部共に何れも同一史料によりて記採せしものなることは明かであるが、たゞ傳寫の際兩者各、多少の誤字を生ぜしのみならず、その史料載擇の際に、北史はその前部に於て詳しく、後部に於て大に省略せしに反し、隋史はその前部に省略をなし、後部に於て詳しくなつてゐるだけの相違が認められるのである。殊に北史がその後部に於て不注意なる大省略をなせし結果、恰も倭王が斐世清と共に隋に來貢せし事を意味するが如き記事となり、隋書に比して甚しくその事實を誤るに至つたことは、支那學者が史料の採擇に際して如何に無責任であり不注意であるかを立證すべき一資料と稱すべきべあり、之れによりても同じく魏略その他を参照した、魏志、北史、隋書、翰苑の中で、魏志の編著が時代は最も古いのであるけれども、その記するところが後の三者の共に記するところと異なる場合、單にその編纂の時代が古いからといふだけの理由で、無造作に魏志に従ふ譯には行かないのであり、寧ろ魏志を疑ふことがより正當ではあるまいかと考へられるのである。

それから斐世清が我が國に使せし時の通路は、百濟沿岸を通過してその南岸に近き竹島、即ち今の全羅南道の南、莞島の南なる竹島から東に向つて航行し、對馬の南方を経て壹岐に來り、それより九州北岸恐らく今の博多方面に寄港して東の方秦王國即ち周防國に至り、更に十餘國を経て難波に入りしものなること明かにて、之れにはたゞ方向のみを記し、曖昧なる里數日程を記さざるため、何等の疑問をも生ずべき餘地を残さないのである。たゞ周防國の同音異字と思はれる秦王國なる名稱文字に囚はれて、「其



人同「於華夏」云々と記したのは、もとより支那人一流の空想を表はせしものに過ぎないのである。

なほその他の點に於ても、之れを日本書紀所載の斐世清來使の記事と對比するに、大體に於て大なる相違はないやうである。すなはち日本書紀卷廿二に、推古天皇の十五年秋七月戊申朔庚戌即ち七月三日は大禮小野臣妹子を大唐へ遣はしたことを記し、つぎに

十六年夏四月、小野臣妹子至自大唐、唐國號妹子臣、曰蘇因高、即大唐使人斐世清、下客十二人、從妹子臣、至於筑紫、遣難波吉師雄成、召大唐客斐世清等、爲唐客、更造新館於難波高麗館之上、六月壬寅朔丙辰、即ち十五日、客等泊于難波津、是日以飭船卅艘、迎客等于江口、安置新館、於是、以中臣宮地連國摩呂、大河内直糠手、船史王平爲掌客、中略秋八月辛丑朔癸卯、即ち三日、唐客入京、是日遣飭騎七十五疋、而迎唐客於海石榴市衢、額國部連比羅夫、以告禮辭焉、壬子、即ち十二日、召唐客於朝庭、令奏使旨、中略丙辰、即ち十六日、饗唐客等於朝、九月辛未朔乙亥、即ち五日、饗客等於難波大郡、辛巳、即ち十一日、唐客斐世清罷歸、則復以小野妹子臣爲大使、吉士雄成爲小使、福利爲通事、副于唐客而遣之、とあり、翌十七年秋九月に小野臣妹子等は大唐より歸朝したこととなつてゐるのである。

同そこで大和から所謂大唐即ち隋の都まで往復約一箇年許を費した譯であるが、筑紫から難波まではこの場合も約一ヶ月見當の旅程であつたらしいのである。即ち小野臣妹子及び斐世清の一行が筑紫につい

たのは推古天皇の十六年夏四月とあるだけで、何日のことであるか不明であるが、大和ではその報に接し、それより難波吉師雄成が使として筑紫に下り、斐世清の一行を召すこととなり、その一行は六月十五日に難波津に着いたといふのであるから、假に四月の初めに筑紫についたとして二箇月半を要した譯であり、その報知が大和に至り、難波吉師雄成が迎へに来る時間を計算に入れて、大至急の場合往復一月半、平時の行程約一月といふ見當であつたものではあるまいか。もし筑紫に着いたのが四月の初めでないならば、それだけその行程は至急平常共に短縮せらるゝ譯であるが、而もかの延喜式の水行日程の規定などから見ても、それほど著しく短縮さるべしとも思はれない。

それから隋書や北史には「又十餘國を経て海岸に達すると、倭王が小徳何輩臺（阿輩臺）を遣はし來り迎へたが、後十日にして又大禮哥多毗を遣はし郊勞した。既にして彼の都に至る」となつてゐるが、日本書紀に據ると「海岸」とあるのが難波津であり、「何輩臺」とあるのは「大河内直」の音譯で、「哥多毗」とあるのは「額田部」の音譯であることは明瞭であるから、斐世清一行が難波津に泊つたのが六月十五日で、大河内直糠手等の來迎があり、八月三日に京に入り、額田部比羅夫が之れを海石榴市ツバキンイチンチマダに迎へ、十二日に謁見式があつたといふのであるから、つまり事實は海岸に達し何輩臺（隋書の阿輩臺は誤記である）の來迎があつた後、約四十七八日にして哥多毗の郊勞があり都に入り、後十日にして謁見式があつた譯で、斐世清の報告の際の誤か、或は史料採擇の際の誤りか、或はその他の事情によるもの

か、その原因は不明であるが、とにかく入京後謁見までの日數を難波津到着後入京までの日數として記したのであり、誤謬は誤謬であるが全くの出鱈目ではないのである。また書紀に「以飭船卅艘」とあるのが「從數百人」となつて居り、「遣飭騎七十五疋」とあるのが「從二百餘騎」となつてゐるのも、必ずしも故意に誇張したものともしはれないし、また全くの出鱈目でもないが、たゞ目測や見當による數の誤り易き事實を示すものであらうと考へる。

なほ後漢書に「桓靈間倭國大亂、更相攻伐」とあり、魏志には「其國本亦以男子爲王、住七八十年、倭國亂相攻伐」とあるのが、隋書には殆ど後漢書と同様に「桓靈之間、其國大亂、遞相攻伐」となつてゐるが、北史には「靈帝光和中、其國亂、遞相攻伐」とあり、梁書卷五十四東夷傳にも「漢靈帝光和中、倭國亂、相攻伐」と見えて居り、内亂の時期が明瞭に記されてゐるのである。即ち光和は西紀一七八年から一八三年まで六年間の年號であるから、倭國の動亂はこの際に起つたこととなり、従つて女王即位の時期も略々見當をつけることが出來得らるゝ譯である。また南史卷七十九倭人傳には「晉安帝時有倭王讚、遣使朝貢」とあり、梁書卷五十四東夷傳にも「晉安帝時有倭王讚」と見えてゐる。この記事も亦前後の史書に全く見ないところである。その何れも唐初に編纂せられた南史北史及び梁書のみ見えてゐるのであるから多少疑はしくも感ぜられるのであるが、而もあれ程明瞭に記してゐるところを見ると、或は何か新しい史料を發見した爲めではないかと考へられるのである。

それから舊唐書は五代石晉の劉昫等が撰んだものであり、新唐書は宋の歐陽修の撰んだ書ではあるけれども、その史料はもとより唐時代のものに據つたであらうが、概してその前代の史書とは大に面目を異にして居り、その地理に關するものだけに就いて見るも、舊唐書には倭國と日本國とを別々に記載して居り、倭國については

倭國者古倭奴國也、去京師一萬四千里、在新羅東南大海中、依山島而居、無城郭、以木爲柵、以草爲屋、四面小島五十餘國、皆附屬焉。

とあり、日本國については

日本國者倭國之別種也、以其國在日邊、故以日本爲名、或曰倭國自惡其名不雅、改爲日本、或云日本舊小國、併倭國之地、其人入朝者多自矜大、不以實對、故中國疑焉、又云其國界東西南北各數千里、西界南界咸至大海、東界北界有大山爲限、山外卽毛人之國。

とあり、貞觀五年（西紀六三一年）に新州刺史高表仁が我が國に使せしことや、（日本書紀によると舒明天皇の四年卽ち西紀六三二年秋八月に對馬に着し、冬十月四日に難波津に到り、翌五年春正月二十六日歸途についたのであつた。）我が遣唐使留學生留學僧等よりの傳聞などによりて、多少我が國に關する新らしい知識の増加せることが認められるのであるが、我が國の記錄に據つた形跡はなほ未だ殆ど全く認められないのである。

然るに新唐書卷二百二十東夷傳には、その地理に關しては

日本古倭奴也。去京師萬四千里。直新羅東南。在海中島而居。東西五月行。南北三月行。國無城郭。聯木爲柵落。以草茨屋。左右小島五十餘。皆自名國而臣附之。

とあり、かつ日本と倭との國號について

咸亨元年遣使賀平高麗。後稍習夏音。惡倭名。更號日本。使者自言國近日所出。以爲名。或云日本乃小國。爲倭所并。故冒其號。使者不以情。故疑焉。又妄夸其國都方數千里。南西盡海。東北限大山。山外卽毛人。

と記してゐるのであり、舊唐書のやうに別々には記してないのであるけれども、その記するところは一體舊唐書と同様で、たゞ舊唐書に「或云、日本舊小國併倭國之地。其人入朝者、多自矜大、不以實對。故中國疑焉」とあるのが、新唐書には「或云、日本乃小國、爲倭所并、故冒其號。使者不以情、故疑焉。又妄夸」とある點に於てその相違を認むるだけである。蓋し新唐書の編者は地理關係以外の記事、特に我が歷代天皇の御稱號及びその順位の精確なる事實などによりて明かなる如く、既に日本書紀などのやうな日本の記録を參照せしものなることは疑ふべからざるところであるから、隨て神武天皇御東征などの物語も心得てゐたことであらうと思はれるので、舊唐書に「日本舊小國、併倭國之地」とあるのを改竄して、「日本乃小國、爲倭所并、故冒其號」と記したものはあるまいかと推せられる。

のである。とにかく始めて日本の記録上の知識を取入れた點に於てその特色を有するのである。

要するに唐時代に於ける支那學者の我が國に關する知識は、その初期の頃に於ては南史、北史、梁書、隋書などに見えてゐる通りに、(a)倭國は百濟新羅の東南に當り、大海中の島國で、魏の時代には中國に通じた國が三十餘あり、皆自ら王と稱したといふこと、(b)その國境は東西五月行、南北三月行で各海に至り、その地勢は東が高く西が下りとなつてゐるといふこと、(c)倭人は里數を知らないでたゞ日數を以て計るといふこと、(d)倭王は邪摩堆に居住して居り、それは即ち魏志の邪馬臺であるといふこと、(e)後漢の靈帝の光○和○年○中○にその國亂れ遞に相攻伐したが、卑彌呼といふ女子が王位に即き鎮定したといふこと(卑彌呼の宗女臺與の後は復た男王が立ち、晉の安帝の時には讚といふものが倭王で、中國に朝貢して爵命を受けたといふことなどが、その前代の史書と異なる諸點である。即ち一方に於ては魏の時代に於て魏に通ぜし三十餘國の倭人の國が皆王と稱せしことを認めながら、他方に於て魏の所謂邪馬臺は後の畿内大和と同一のもので、晉の安帝の時の倭王讚は即ち女王卑彌呼の後であるとなし、その記するところの國境地勢は明かに畿内大和を中心とせる大統一的日本帝國を意味するものなることは、何等の疑問も存せざるところであるが、たゞなほ郡縣的の制度行はれず、所謂部族的の封建制度であつたことは、かの北史隋書に「自竹斯國以東、皆附庸於倭」とある文句によりても察せられるところであらう。

然るに舊唐書に至つて、倭國と日本國とを別記するに至つたのは、恐らくその後支那に往來せる日本

人等の言に影響せられた結果であらうと思はれるのであるが、「其人入朝者、多自矜大、不以實對」とあることは恐らく事實であつたらう。されば「日本國者、倭國之別種也、以其國在日邊故以日本爲名」といふ説も、「倭國自惡其名不雅、改爲日本」といふ説も、「日本舊小國、併倭國之地」といふ説も、三説共に恐らく日本人自身の言であるもので、而も何れも多少その眞實を傳ふるものとして認むべきではあるまいか。かつその「西界南界咸至大海、東界北界有大山爲限、山外卽毛人之國」とある記事は、前代の史書よりも一層明確に我が日本帝國の形勢を傳ふるものであらう。

所で翰苑の編者張楚金がその編纂に着手したのは、叙言によると「唐顯慶五年三月十二日癸丑、書癡并州太原縣之廉平里、夢與兄越石同謁孔子、寤而興歎、遂著是書」とあるさうであるから、唐の高宗の顯慶五年即ち西紀六六〇年であつた譯である。してみると南史、北史、梁書、隋書等は勿論既に世に出でた後であるはずではあるが、翰苑の編者は全く是等の諸書を引用してゐないのであるから、或は并州太原縣廉平里といふやうな僻陬の地に於ては、未だ之れを手にすることが出来なかつたのではないかといふ疑問も生じ得るのであり、従つて當時張楚金を支配してゐた倭國に関する懸想は、魏略、魏志、後漢書、宋書以上には出でなかつたものではないかとも考へられるのである。けれども同じく唐の太宗の時に濮王泰等によりて撰ばれた括地志の本文が引かれてゐるばかりでなく、その所引の宋書本文の後に附記された案文に

今案、其王姓阿每、國號爲阿輩雞、華言天兒也、父子相傳、王有宮女六七百人、王長子號哥彌多弗利、華言太子、

とあるのは、明かに隋書の倭國傳に

開皇二十年、倭王姓阿每、字多利思北孤、號阿輩雞、彌遣使詣闕、上令所司訪其風俗、(中略)

王妻號雞彌、後宮有女六七百人、名太子、爲利歌彌多弗利、

とあり、北史の倭國傳にも亦殆ど同様の記事があるのと、(たゞ隋書に「字多利思北孤」とあるのが、北史には「字多利思比孤」とある點だけが違つてゐる。之れは北史の方が正しいのであらう。なほ隋の開皇二十年は西紀六〇〇年で、恰も我が國の推古天皇八年に當つて居り、推古天皇の御名は「豊御食炊屋姫」であるから、之れから「多利思比孤」の音は考へられないので、或はその次の舒明天皇の御名「息長足廣額」の音譯ではないかといふ所説も生ずる譯である。舒明天皇の在位は西紀六二九年より同六四一年までで、即ち唐の太宗貞觀三年より同十五年まで十三年間に互つて居り、殊に貞觀四年には遣唐使が派遣され、同六年には唐の使節高表仁が我が國へ來朝してゐるのであるから、丁度貞觀三年から同十年までに編纂された隋書の中に、舒明天皇の御名を傳へ聞いて之れを記載するといふことは、もとよりあり得べきであらうと考へられるのである。) 密接の關係を有するもので、もし直接隋書や北史に基いたものでないとするれば、少くとも之れと同一史料に據つたものであることは疑ひなきところであらう。そ



れからその所引の廣志本文の後に附記せる案文に

倭西南海行一日、有伊邪分國、無布帛、以草爲衣、蓋伊耶國也。

とあるのも、隋書卷八十一の流求國傳に

(大業)三年、煬帝令羽騎尉朱寬入海求訪異俗、何蠻言之、遂與蠻俱往、因到流求國、言不相通、掠一人而返、明年帝復令寬慰撫之、流求不從、寬取其布甲而還、時倭國使來朝、見之曰、此夷邪久國人所<sub>レ</sub>用也、

とあり、北史卷九十四流求國傳にも殆ど同様の記事があるのと、(たゞ隋書に「此夷邪久國人所<sub>レ</sub>用也」とあるのが「此夷邪夕國人所<sub>レ</sub>用」とあるだけが違つてゐる。之れは隋書の方が正しいのであらう)密接の關係を有するもので、恐らく隋書や北史と同一史料によりて記されしものであらうと推せられるのである。尤も翰苑所載の廣志案文に伊邪分國とあるのはやはり伊邪久國の誤りで、唐書の日本傳に

其東海嶼中、又有邪古、波邪、多尼三小王、北距新羅、西北百濟、西南直越州、有絲絮珍怪云

とある邪古と同一島嶼を意味するものであらう。即ち伊邪久或は邪古が今の薩南海中の屋久島であり、また多尼が種子島であることは異論なきところであらうから、(波邪が何れの島を意味するものであるかは不明である。松下見林氏の隼人説はもとより信ぜられないので、或は隋書琉球傳に見えてゐる波羅檀洞の波羅が那覇の古稱であらうといふ東洋學報第十六卷第二號所載伊波普猷氏の所説が認められるとす

れば、伽羅が伽耶に轉ずると同様に、波邪はまた波羅の轉音ではないかといふ疑問も生ずるのである。翰苑の案文に「倭西南海行一日」とあるのは正しい書き方であり、唐書に「其東海嶼中」とある「其」を日本の意となし、「日本の東海中」の意味に取れば全く事實に反することとなるのであるが、これは支那人の所謂東海を意味するものとして見れば事實に合することとなるのである。尤も支那學者の地理上の觀念の粗雑なることは、たとへば明の茅元儀撰武備志卷二百二十三に載せた日本國の圖などを見ても明かなところであり、天草の北に樺島を畫き、西に琉球を畫いたり、鹿兒島灣と有明浦とが一つになつてゐたり、紀伊が四國の方にあつて土佐が島となつてゐたり、伯耆や因幡が攝津と伊勢との間に突き出で居り、隱岐が出雲や但馬の隣國として本州の一部となつてゐるといふやうな書き方で、著しい誤謬も少くないのであるが、その間にまた事實を傳ふる點も存するのであるから、全然之れを放棄する譯にも行かないのである。この事情は何れの時代の記事にも同様であらうから、その事實と誤謬とを甄別することは容易の業ではないのである。

以上の事實によつて案ずると、翰苑の撰者張楚金は倭國に關して恐らく隋書や北史の撰者と同一の知識を有してゐたものであり、或は括地志を引いて倭國の十二官等の第一階大德が一に「麻卑兜吉寐」と稱せらるゝことを示し、隋書北史などには全く見ない知識にまでも及んでゐるのであるから、或る點では隋書北史の撰者以上に出づるものであつたかも知れないのである。してみると翰苑の撰者が隋書や

北史を知らなかつたとはまづ考へられないことのやうに思はれる。而もそれ等の記事の中何れの部分をも全く之れを抄出しなかつたのは何故であらうか、他にその説明を求むるの要あるを認むるのである。

思ふに翰苑の撰者がその倭人關係の記事を摘出略載する場合に、新古諸書の記録に對して持した態度方針は、大體に於て同一の記事ならば古き方の記事を探り、同一主旨の記事はその詳細なる方に據り、また各々相異なれる矛盾の記事は全然之れを放棄するにあつたものゝやうである。もとより當時自己の倭國に對する思想觀念と甚しく矛盾せざる範圍に於て、之れを取捨せしものであらうと考へられるのである。たとへば漢及び後漢時代の事に關しては漢書及び後漢書に據り、魏代の事に關しては主として魏略に據り、魏志を引いてゐるのはかの「參問倭地、在海中洲島之上、或絶或連、周旋可五千餘里」となす文句と、景初七年及び正始四年の倭女王遣使の記事とだけに過ぎないのである。もとより後漢書は魏略魏志よりも後の編著ではあるが、後漢時代の事に關しては當時やはり之れに據るの外なかつたが爲めに之れを引いたものであらう。たゞ梁書及び北史に見えてゐる、「靈帝光和中、倭國亂、相攻伐」といふ文句を記載しないのは、魏志後漢書に比し梁書北史が後世の書であるので、かつ恐らくその梁書北史の據つた史料を手にすることが出来なかつたので、比較的古い魏志、後漢書の記事に據つた爲めであらうと推せられるのである。而も魏志と後漢書とを比較すればもとより魏志が古いのであるけれども、魏志には其國本亦以男子爲王、住七八十年、倭國亂相攻伐、歷年乃共立一女子爲王、名曰卑彌呼、

とあり、後漢書には

建武中元二年、倭奴國奉貢朝賀、使人自稱大夫、倭國極南界也。光武賜以印綬。安帝永初元年、倭面土國王師升等獻生口百六十人、願請見桓靈間倭國大亂、更相攻伐、歷年無主、有一女子、名曰卑彌呼、云々

とあるのであつて、後漢時代の事實はやはり魏志よりも後漢書の方が詳しくなつてゐるのであるから、建武中元二年倭奴國入貢の記事は他の見出の下に記されてゐるので之れを除き、安帝永初元年倭面土國入貢の記事より以下「有一女子、名曰卑彌呼」まで後漢書の記事に據つて記したのであらうと思はれる。而も同時に魏志を参照しつゝこの記事を探擇せしが爲めに、卑彌呼の宗女臺與の物語は魏代のことであるから、勿論後漢書に記載されあるべきはずなく、事實上魏志の文句であるにも拘はらず、「早旆娥（卑彌呼）感翻叶群情、臺與幼齒方諧衆望」といふ見出の下に、臺與に關することも亦「後漢書曰」の條下に、恰も後漢書の記事なるが如くに之れを併記するに至つたものであらうと推せられるのである。もし魏志の是等の記事がもとゞ魏略の記事であつたとすれば、以上の所論中「魏志」とある箇所をたゞ「魏略、魏志」と換ふれば宜しいので、その論旨には何等の變更をも要しないのである。

なほ晉宋時代の倭國關係記事について見るも、たゞ宋書の記事のみを略載し、（翰苑には「宋死萬宋書」

とあるのであるが、今日知られてゐる宋書は劉子玄の史通によると、宋の何承天、山謙之、裴松之、孫冲之、蘇寶山等の手を経て徐爰に至つて完成せしものを、齊の沈約が補綴せしものといふのであるから宋死萬なるものが如何なる人であるか全く知るを得ないのである。而もその記するところは曩に指摘せし通り大體の主旨に於て今の宋書と大なる相違はないのである。唐の貞觀中に撰ばれた晉書、梁書、南史等の記事、たとへば「晋安帝時有倭王讚、遣使朝貢」とある記事の如きは全然之れを採録してゐないのである。而も同じく貞觀中に撰ばれた隋書北史に見えてゐる「其王姓阿每」云々の記事の如きはその出所を記さず、たゞ自己の案文として之れに附記してゐる。之れ蓋し支那學者に共通である尙古思想の現はれであらう。

たゞその古き記事に據らずして却つて新らしき記事を採つてゐるのは、同じく唐の貞觀中に撰ばれた括地志の記事と、晉時代に撰ばれた廣志の記事との二つである。之れ蓋し前者の場合は「一曰麻卑兜吉寐、華言大德」といふ記事が、古き記録には勿論隋書、北史にも見えないで、たゞ括地志にのみ見えてゐるので、この特種の記事を掲げる爲めに、特に括地志の記事を採擇したものであり、後者の場合は曩に掲げたやうな特種の事情によると共に、また伊耶國は即ち伊耶久國で、耶馬臺國伊都國の傍國なる事實を説明する特種の目的を以て採擇せるものであらうと推せられる。蓋し翰苑編著の當時邪久、波邪、多尼等南島諸國の入貢あり、特に是等の珍らしき事實が一般の注目を引き、隨つて編者張楚金の頭腦をも支配し

てゐたが爲めではなかつたかとも考へられるのである。

それから今一つ翰苑の編者張楚金は倭地の位置地勢に關し「馮山負海、鎮馬臺以建都」といふ見出の下に後漢書及び魏志の文を引いて説明してゐるのであるが、この場合も何故に比較的古い魏略の記事に據らないで、比較的新しい撰である魏志及び後漢書の記事に據つたのであらうかといふ疑問が生ずる譯であらう。けれどもこの事について魏略の記事が如何なるものであつたかは、今日全く不明であるから今暫らく之れを措き、後漢書と魏志について之れを觀るも、主として比較的新しい後漢書の記事に據つて居り、魏志の記事は僅にその補ひとして附記されたに過ぎないものとなつてゐるのであるが、それは果して何故であらうか。また同様の疑問が生ずるのである。而もこの兩者の記事を比較するに、魏志の方は

(a) 倭人在帶方東南大海中、依山島爲國邑、舊百餘國、漢時有朝見者、今使譯所通三十國、とあり、それより十二行の間帶方郡より邪馬臺國に至る道程及びその餘の旁國の記事あり、つぎに

(b) 自郡至女王國、萬二千餘里、

とあり、更に約二行を隔て、

(c) 計其道里、當在會稽東治之東、

とあり、また十七行を隔て、

支那の史料に現はれたる我が上代（橋本）

(d) 參問倭地、絶在海中洲島之上、或絶或連、周旋可五千餘里。

といふ記事があるのである。然るに後漢書の方は、最初の二行半に互りて魏志の各處に散見する(a)(b)(c)の記事を網羅せるのみならず、「自武帝滅朝鮮、使驛通於漢者三十許國」なりし事實、「國皆稱王、世世傳統、其大倭王居邪馬臺國」の事實、及び「與朱崖儋耳相近」のことなど、魏志には全く見えぬ記事、或は魏志の各處に散在する記事に據り、その意を汲みて書き改めしが如き記事にまで及んでゐるので、翰苑のやうな舉要略載を主旨とする書に於て、その撰者が魏志に據るよりもその記事を綴合網羅してそれ以上に出でてゐる後漢書に據るを以て便としたのは當然のことであらうと考へられるのである。之れ即ち翰苑の撰者がこの事に關してまづ後漢書の記事を採擇した所以であらう。たゞ「參問倭地」云々とある(d)の記事だけは後漢書に全く見えないものであるから、魏志に據つて之れを附記したものであらうと思はれる。されど隋書や北史などに見えてゐる「其國境東西五月行、西北三月行、各至於海、其地勢東高西下、居於邪摩推」といふ文句の如きは全然之れを採つてゐないのである。而もかの翰苑所引魏志本文の後に附記された「四面俱抱海」といふ文句の如きは恐らく隋書北史の「各至於海」といふ文句より脱化せるものかとも思はれるし、また後漢書の文句として引かれた中で「其地大較在會稽東與珠崖儋耳相近」といふ文句を略載したものであらうが、その「在會稽東治之東」なる原文を省略して、たゞ

「在會稽東」となせし所以のものは、また隋書北史に「在會稽東、與儋耳相近」と節略記載せるものに、全然關係なしとも思はれないのである。かつ主として唐初の知識思想かと思はれる、舊唐書に「去京師一萬四千里、在新羅東南大海中、依山島而居」といひ、「四面小島五十餘國、皆附屬焉」といひ、また「其國界東西南北各數千里、西界南界咸至大海、東界北界有大山爲限、山外卽毛人之國」といひ、新唐書に「去京師一萬四千里、直新羅東南、在海中島而居」とか、「其國都方數千里、南西盡海、東北限大山、山外卽毛人」とか書き改めてある記事などは、もとより全然無關係のものとなつてゐるのであるけれども、たゞ翰苑所引魏志本文の後に附記された「自營州東南經新羅至其國也」とある文句が舊唐書に「在新羅東南大海中」とあり、新唐書に「直新羅東南」とある思想と相通するものあるやにも思はれるのである。もとより新舊唐書は翰苑編纂の時代よりも遙かに後世の書であるから、翰苑の撰者が之れを知るべき譯はないのであるけれども、唐書編著の際その史料として使用せしものには唐代の遺文もあつたのであらうから、その記事の或るものが翰苑撰者の思想と相通するものがあつたからといつて、別に不可思議とするにも足りない譯である。またその年代から見ても、張楚金が翰苑の編纂を始めたのは西紀六六〇年卽ち唐の高宗顯慶五年であるから、恰も楚定方等が新羅と共力して百濟を滅した年で、我が齊明天皇の六年に當つて居り、翌七年には天皇親ら筑紫に行幸あり、阿部比羅夫等をして百濟の王子豐璋を送りて之れを救はしめたのであるが、遂に西紀六六三年卽ち天智天皇の二年八月白村江



の戦に敗れ、百濟は全く滅亡することとなり、ついで西紀六六八年には高句麗國も亦全く唐に滅され、半島の地にはただ新羅のみを残すこととなつたのであるから、當時この事實が著しく翰苑撰者等の頭腦を支配せしことは當然の事情であり、特に新羅の國名を記載するに至つたものかとも推考せられるのである。

そこで最後に残つてゐる問題は魏略と魏志との關係であるが、翰苑の撰者は「分職命官、統女王而列部」といふ見出と、「文身黠面、猶稱太伯之苗」といふ見出との下に、曩に掲げた前後二節の魏略本文を採録してゐるのであり、魏志の方は「參問倭地」云々の記事の外に、「景初之展恭、文錦之獻」といふ見出の下に、景初三年と正始四年との倭女王遣使奉獻の記事を略載してゐるのである。而も翰苑の編者は何故にかくの如き採擇をなしたのであらうか。かつ隋書經籍志に魏書四十八卷晉司空王沈撰とあり、舊唐書經籍志には魏書四十四卷王沈撰とあり、新唐書藝文志にも王沈魏書四十七卷とあり、卷數に於て多少の相違はあるが、兎に角も三志共にその書名を掲げてゐるのであるから、隋唐の頃にはなほ王沈撰魏書と稱するものが現存せしことと思はれるのであるが、翰苑の編者は何故にこの魏書よりは全然採擇しなかつたのであらうか。もしその編著の年代から見れば王沈の魏書は晉書卷三十九王沈傳によると「正元中、遷散騎常侍中、典著作、與荀顛、阮籍、共撰魏書、多爲時諱、未若陳壽之實錄也」とあり、西紀二五四—二六〇年頃に編纂せられたもので、魏略よりも稍や先きに完成したことと思はれるの

であるから、魏書、魏略、魏志の順序となる譯であるが、魏書は「多爲時諱、未若陳壽之實錄也」といふので、或は全然之れを除いたのであらうか。而も今日魏志の烏丸傳、鮮卑傳などの註に引いてある魏書の本文を見ると、必ずしも實錄にあらずとなして之れを除き去るべき程の書ではなかつたやうであり、また所謂倭人傳を缺いてゐたものとも思はれないのである。或は當時張楚金の手に入らなかつたのであらうか。或はまた魏書の記するところは魏略魏志以上に出でないので、之れを採擇するの要を見なかつたのであらうか。然らば魏略によるところは魏志と異なるものであり、魏志によるところは魏略に見ないものであらうか、事實上かくの如き方針に従つたものとも思はれないのである。

蓋し魏志から引かれたかの「參問倭地」云々の記事が、魏略にも記されてゐたかどうかは全く不明であるが、景初三年及び正始四年の倭女王遣使奉獻の記事が魏略に見えなかつたとは到底考へられないところであり、また魏略から引かれた「從帶方至倭」に始りて「其國王皆屬女王也」に至る記事も、大體に於て魏志の本文と大なる差違を見ないのであり、「女王之南又有狗奴國」より以下の文もその一部を除けばまた大體に於て魏志の記するところと同様である。而も之れを魏志に據らずして魏略に據つたのは何故であらうか。單に魏志の編著が魏略の編著に先つが爲めとのみ解すべきであらうか。然らば何故に魏略にもあつたはずと思はれる景初三年及び正始四年の倭王遣使奉獻の記事をば、魏略に據らないうで魏志に據つたのであらうか、了解に苦しむところである。

けれども更に仔細にこの兩者の記事を比較するに、翰苑の編者が「女王之南、又有狗奴國」より以下「今倭人亦文身、以厭水害也」に至る記事を魏略より採擇せし所以は、嘗にその編著の年代が魏志に先づ爲めばかりでなく、その見出に「文身黠面、獨稱太伯之苗」とあるによりて明かなる如くに、その文中「聞其舊語、自謂太伯之後」とある一句が、實にこの記事を引用せし主なる理由となつてゐるのである。すなはちこの一句は魏志に全く見ないところであり、たゞ魏略にのみ存するところであるからである。而してこの事實はまた翰苑の編者が魏略と魏志との記事に對するその採擇方針の大體の傾向を暗示するものであらうと考へられるのであり、隨つてかの「從滯方至倭」より「其國王皆屬女王也」に至る記事も、「分職命官、統女王而列部」といふ見出に相應するものとして、魏志の記事に據るよりも魏略の記事に據る方が適當なりと認められたことが、その魏略の記事を採擇せし一理由であらうと考へられるのである。すなはち曩に詳論したやうに魏志には「世有王、皆統屬女王國、郡使往來常所駐」となつてゐるが爲に、如何にもその國王あるは伊都國のみなりしが如き誤解を惹起せしむるのであるから「各國王は皆各、職を分ち官を命じ女王に統べられて部に列せり」といふ、翰苑編者の了解せし當時の實情を表はすものとしては、魏略の記事に據るを以て正當なりと考へた爲めであらうと推せられるのである。

要するに翰苑の編者張楚金は、時に或は魏志本文の後に「四面俱抱海、自營州東南、經新羅、至其

國也」といふが如き文句を加へ、或は當然魏時代に起りしはずの事實を以て後漢書本文と共に掲げしが如き、自己當時の知識思想によりて支配せられ誤まれた點もないではないが、而も大體に於てなるべく古き方の記録に據ることを力めて居り、もし然らざる場合は必ず何等か特種の理由目的あるが爲に、その採擇の方針を改めたるものと認められるのであり、必ずしも博覽を衒ひ群書の抄出に努めたものとは思はれない。されば魏略魏志の場合に於て、特に魏志を棄て、魏略を採り、かつ伊都國までにてその記事を切り、奴國以下邪馬臺國に到るの記事について何等採録するところなき事實は、嘗に魏略が魏志よりも前出の書であるといふばかりでなく、また魏志の記事が魏略の記事によりて了解せらるゝが如き、各國王が女王に統べられし事實を表はすものとしては不適當であり、かつ奴國以下邪馬臺國に至る行程、官名、戸數の記事は、その記事兩者異なる爲めか、或は兩者の記事が大體同様で、共に甚だ不合理なるが爲めに、之れに觸るゝことを避けたものであらうと考へられるのである。

而も翰苑編者が了解するところを更に裏書するものは、かの魏志倭人傳の最初に於て

倭人在帶方東南大海之中、依山島爲國邑、舊百餘國、漢時有朝見者、今使譯所通三十國とあり、即ち魏の時代に使譯して通ぜしものが三十國あつたことを明記してゐる記事である。その各國を代表して魏に通ぜしものは果して何人であつたらうか。もし當時大統一的國家が成立してゐたとすれば、是等の舊國を代表して魏に通ぜしものは、その國王によりて任命せられし地方長官であつたと認めな

ければならないのであるが、かくの如く女王國の威力が他の國々を壓倒し統括せし時代に於て、その統括範圍内に於ける數十國の地方長官が各々その任國を代表し勝手に使を派して魏に通じたといふことが果してあり得べきことであらうか。もとより後世でも戰國亂離の時代には、事實上その各國は天皇或は將軍によりて任命せられて、その國を領有せし譯ではなく、皆その自力によりて割據領有せしところであり、各々殆ど獨立の國家と同様の性質を有せしものであつたから、有馬、大友、大村などの諸國が或は勝手に使を羅馬に派して之れと相通じたものも存したのであるけれども、而もその場合でも數十國の多きに及んだことはないのである。況んや兎に角も大統一的國家が成立し、或る中心勢力により統括されし時代に於て、例へば足利初期の大内氏などの如く、一二特種の位置にあつたものが、その位置を利用して私利を計るといふが如き場合はあり得べきことであらうが、實に數十の國々が各々使を遣はして、他國に通ずるが如きことを默認すべき譯もなく、また隱蔽せられ得べき譯もなからうかと考へる。さればその所謂魏に通ぜし三十國は、女王國に服屬しない國々と共に、女王によりて統轄せられし國々でも、女王國の眞の領國として認むべき性質のものではなく、女王國に服屬はしてゐるが、而もなほ古來の傳統的世襲的の君主が存續し、その領國內に於ては國王としての實權を有し、各々自ら王と稱せし性質の國々であつたことを認めざるを得ないのである。即ち部落的國家對立の時代より大統一的國家の成立に至る道程として、何れの國家にても自然に發達せし國家に於ては、必ず一度は經驗せしものであらうと思

はるゝ、大部落的國家統轄時代の階程に屬すべき時代であつたこと考へられるのである。されば山田孝雄氏が考へられるやうに、その使譯して魏に通ぜし三十國が、會、魏志倭人傳にその名稱を明記せる三十箇の國々を正確に意味するものであるかどうかは、もとより疑問である。何ぜなれば魏志の撰者はもとく一方に三十國と書いたからといつて、他方に於て必ずその三十國の國名を擧げなければならぬと考ふるほどに、注意深い細心の人物ではなかつたはずで、會、魏志倭人傳に三十の國名が記されてゐるのは、要するにたゞ偶然の一致に過ぎなからうと推考せらるゝからである。もし魏志の撰者がそれほど注意深い人物であつたならば、その倭人傳と相竝んで記載せられてゐる三韓傳に於て、一方に馬韓の國名五十五箇を擧げて置きながら、他方に於て「凡五十餘國」と記せし事實はなほ辯護の餘地ありとするも、一方に於て「辰韓十二國弁韓亦十二國」となし、「弁辰韓合二十四國」と明記しながら、他方に於ては弁辰韓合して二十六國内弁韓十一國の國名を列記して怪しまざる事實を曝露せるが如き、あるべからざることであらうと考へられるからである。(もとよりこれに對しても、或は今本に「二十四國」とあるは傳寫の際の誤りであらうとか、或は會て内藤博士が藝文第一年第二號に於て、魏志所載馬韓の國名は五十五箇を掲げあるも、實は五十四箇の誤りである事實を考證せられたやうに、今本の魏志所載弁辰韓の國名に誤記があるのではないかといふやうな疑問も起らないではないが、今は之れを證すべき何の手がかりもないのである。)

けれどもかの使譯して魏に通ぜし三十國が、必ずしも魏志倭人傳に明記された三十の國々と正確に合致するものでないとすれば、その魏に通ぜし國々は主に女王の統轄以外の國々で、對馬國より女王國に至る特に一大率を置いて檢察した女王國以北の國々の如きは、之れに與からなかつたのではないかといふ疑問や、或は魏志倭人傳に「今使譯所通三十國」とあり、その三十國が通じたのは、今記載しつゝある魏の時代の事實であつたかの如き書き方であるけれども、これは前時代の史料をそのまま採擇せしめための錯誤であり、その實は前時代に於ける事實を意味するもので、かの後漢書倭人傳に「自武帝滅朝鮮、使驛通於漢者三十許國」とあるのは、即ちこの間の事情を示すものではあるまいかといふ疑問なども生ずることであらうと思はれるのである。もとより魏志に

倭人在帶方東南大海之中、依山島爲國邑、舊百餘國、漢時有朝見者、今使譯所通三十國とある記事は、魏志の撰者によりて始めて記されたものか、或は魏略の文に據つたものであるか全く不明であるが、それは何れにせよ之れを後漢書に

倭在韓東南大海中、依山島爲居、凡百餘國、自武帝滅朝鮮、使驛通於漢者、三十許國とある記事及び漢書地理志に

夫關樂浪海中有倭人、分爲百餘國、以歲時來、獻見云

とある記事と對比するに、魏志に「倭人在帶方東南大海之中、依山島爲國邑、舊百餘國」とある文と、

後漢書に「倭在韓東南大海中、依山島爲居、凡百餘國」とある文とは、明かに同一系統のもので、漢書地理志の「夫閩樂浪海中有倭人、分爲百餘國」といふ文と、或る他の史料とによりて記されたものであり、恐らく後漢書の文は魏志の文にその系統を引けるものであらうと思はれるのであるけれども、その後半の「自武帝滅朝鮮、使驛通於漢者三十許國」とある文が、魏志の「漢時朝見者、今使譯所通三十國」とある記事より脱化せるものであるとは、必ずしも断定することが出来ないものであり、或は魏志漢書以外の或る史料によりて記されたものであるかも知れないのである。してみると、魏志(或は魏略)も亦それと同一記録によりて、「今使譯所通三十國」といふ記事を書いたかも知れないのであり、随つて「今」とあるはもとく漢時代のことを意味するもので、魏時代のことではあるまいとも思はれるので、魏志に「今」とあるからといつて、直に魏の時代のことであると、無造作に断定する譯には行かないではないかといふ疑問も、一考を要すべきことであり、随つて魏の時代に於ては既に女王國を中心とした大統一的國家が成立してゐたのであり、會、伊都國の如きは僅にその前時代の名残として、その國王の殘存を見たまでに過ぎないのではないかといふ疑問も生ずる譯で、一方に於て女王國の入貢奉獻の事實を記しながら、他方に於て同時に魏に通ぜし國が三十國に及んだ事實を認めんとするのは、如何にしても無理なことで、時代錯誤の記事であるといふ異論も生じ得ることゝ考へられるのである。

最近白鳥博士が早稻田東洋史會に於て「漢書地理志燕地の條に、夫樂浪海中有倭人、分爲百餘國、以



歲時來獻とあるのや、魏志に漢時有朝見者、今使譯所通三十國とあるのなども、事實を記したものは考へられぬ。多大の費用を要する支那との交通が、此くの如く多くの國によつて行はれたとは信じ難い。然らば支那に交通した國として史的事實を傳へたものと思はれるのは、何處々々であるか」との疑問を掲げ、後漢書光武帝紀中元二年(西紀五十七年)の條に「東夷倭奴國王遣使奉獻」とあり、同じく東夷傳に「倭奴國奉貢朝賀、使人自稱大夫、倭國之極南界也、光武賜以印綬」とある「倭奴國」を以て、「倭の奴國」となす從來の所説と共に、後漢書の古版本には記されてゐたことであらうと思はれる、安帝の永初元年(西紀一〇七年)の「倭面土國王師升等獻生口百六十人」といふ記事の「面」は、古くは「回」とも書いたのであるから、「面」は「回」の字を誤つたもので、つまり「倭面土國」は「倭回土國」の誤りであるとの新説を立て、倭の伊都國を意味するものとなし、

かやうな小勢力が獨自に交通したのは、その背後に統一的勢力の存在しなかつたことを物語るのも、その點から推して西紀百〇七年以前には卑彌呼のやうな勢力ある君長はなかつたと考へてよからう。然るに魏の時代には唯だ女王國のみ交通してゐ、景初二年(西紀二三八年)には卑彌呼が「親魏倭王」と稱せられてゐる以上、他の小獨立勢力の交通は無かつた筈である。此の點から見ても魏志の「今使譯所通三十國」が虚構であることが容易に察せられる。以上の考察によつて尠くも永初元年の頃までは伊都も奴も獨立した勢力であつたことが知られる。かく考へて來ると、魏志に「其國

本亦以男子爲王、住七八十年、倭國相攻伐歷年、乃共立一女子爲王、名曰卑彌呼」とあるのが注意せられるが、恐らく二世紀の後半、ほぼ後漢の桓帝靈帝の頃倭の國が亂れ、大略西紀二〇〇年の頃卑彌呼によつて北九州が統一せられ、やがて「親魏倭王」の稱を得たものと信ずる。かく解すれば此の記載の北九州の問題であることがよく解せられやう（史學雜誌第三十八編第十號彙報參照）と論じ、かつ魏志に「今使譯所通三十國」と明記せる所以は、即ちたゞ魏志に記載せられてゐる倭人國の國名の數を掲げしものに過ぎないであらうとせらるゝのである。（博士談話）

もとより漢書地理志に「分爲百餘國以歲時獻見云」とあるのは、その文意より見ても、必ずしも百餘國が悉く獻見せしことを意味するものではあるまいが、魏志に「今使譯所通三十國」とあるのは必ずしも虛構とのみは斷ぜられまい。たとひ支那との交通が多額の費用を要するとするも、その利益が更にそれ以上であるからには、その出費はもとより厭ふところではあるまいし、また事實上當時帆と橈との力により、所謂臨津搜露で、海岸づたひに行はれた航海であるから、勞力は相當に大きかつたであらうが、それ程多大の費用を要したとも思はれない。殊に當時なほ未だ貨幣の用を知らない物々交換を事とした時代であつたことも考慮に加へなければならぬのである。而も支那の史籍にその來獻を明記してゐるのは、光武中元二年の記事が最初で、ついで安帝の永初元年、それから魏の明帝の景初二年（實は三年）卑彌呼入貢の記事となるのであるが、後漢の時代約二百年を通じて僅かに二回の交通ありしのみとすれば、魏志

に記載せられてゐる卑彌呼時代の文化も、また現に北部九州その他にて發見せらるゝ前漢以來の鏡鑑と他の遺物などについても、説明困難となるのであるから、正史に記載されない彼我の交通をも認めざるを得ない譯であり、正史に記載されない彼我の交通を認むるとすれば、「今使譯所通三十國」といふ記事も、全く虚構とのみはいへない譯であらう。博士自らも「倭といふ名稱も亦此の伊都から出たので(中略)やはり伊都の伊であり、それが前の回と同じやうに寫されたものであらう。かくて伊都が最も早く漢に交通したため此名が終に總稱として用ひられるまでに至つたものと思はれる」と論ぜらるゝ以上は、その高説の可否は別として、亦正史に記載なき倭人國の入貢事實をも承認せられた譯であらう。思ふに、正史に明記されてゐる貢獻記事は、正式に漢都或は魏都に入貢奉獻した場合のものだけで、樂浪或は帶方郡治までの入貢即ち通商の場合は、凡べて郡治署の記録だけに留められたものであり、かの「通於漢者三十許國」とあり、或は「今使譯所通三十國」とあるのは、即ちかくの如き國々が三十許國或は三十國に上つたことを意味するものではあるまいか。その「今」とあるのが卑彌呼時代を意味するか、或はその以前の時代を意味するかは、曩に述べた通りに疑問であらう。もとより卑彌呼が「親魏倭王」に封ぜられた魏の時代に、正式に魏都に入貢奉獻したものが、女王統轄下の國國の中に存在したとはまづ考へられないことであらうが、たゞ帶方郡治までの交通は、女王統轄下に於ける半獨立の國々でも之れを實行したものがあつたとも思へないことではないのである。

またかの魏志に「今使譯所通三十國」と明記せる三十の數は、即ち魏志倭人傳に記載せらるゝ國名が三十なるに基くものであらうといふ所説は、曩に山田孝雄氏が會、魏志に記載せらるゝ國名が三十なるにより、その「使譯所通三十國」の三十は之れを意味するのであるとなせし所説と同一主旨ではあるが、ただ山田氏はこれによりて魏志の編者の用意周到なることを證し、以てその倭人傳の記事の價值を高めんと試みられしものであり、而も他方に於て氏の根本主張である、當時既に女王國を中心として大統一的日本國家の成立しむるたりしことを認めらるゝ所説との矛盾については、全然注意されなかつたのに對して、白鳥博士は女王國を中心として北部九州の統一せられし事實を認め、かつ魏志に明記せる入貢奉獻の記事は「親魏倭王」に封ぜられた女王國だけであるから、魏の當時女王國以外に魏に通じた國はなはずであり、女王統治下の國々などが當時勝手に魏に通ずべき譯もないのであるから、魏志に「今使譯所通三十國」とあるは全然虚構であり、その三十の數は魏志の編者が當時知り得たる倭人國の國名の數によりしものに過ぎないことを主張せらるゝ點に於て、その根本的相違が存するのである。けれども予は曩に述べたやうに、もと／＼魏志の編者陳壽をそれほど用意周到なるものとは認めないので、かの三十の數が會、魏志倭人傳に掲げられた國名の數に合致することは、たゞ偶然の一致に過ぎないのであり、この兩者の間に然かく必然的の因果關係あるものとは考へられないのである。蓋しもし陳壽にして特にその國名を數へて「今使譯所通三十國」といふ虚構の文句を作為するほど狡智あり用意ある人物で

あつたならば、直にその女王國の入貢記事との矛盾にも氣付いた譯であらうし、その他前後矛盾の事實をば平然として列記するほど、不注意でもなかつたらうと考へられるからである。

而して魏志に「今使譯所通三十國」とある記事は魏の時代の實情を記せしもので、女王國の使節が魏都に入貢せしそれと同じ時代に、また倭人の國で帶方郡治と交通せしものが三十國に及んだといふ事實を意味するものか、或は卑彌呼以前後漢時代に於て倭人國の樂浪郡治に通ぜしものが、三十許國に及んだといふ事實を意味するもので、魏志（或は魏略）はその前時代の舊記をそのまま引用せしに過ぎないものであるか、或は魏志のかの記事は全く虚構のもので、而も倭人の或る國々が支那に入貢したのは卑彌呼以前であるか、その何れの場合であるとするも、かつまたかの中元二年入貢の奴國が濰國であり、永初元年入貢の面土國が伊都國であり、何れも北部九州の國々であつたといふ所説が正しいものであるとするも、たゞそれだけでは是等の國々を壓服統括せし女王國が畿内ヤマトの勢力でなかつたとは必ずしも雜言出來ない譯であり、その事實は北九州だけの問題であつたと斷すべき有力なる理由とはならぬのである。殊に壹與が魏に貢獻した「白珠五千孔、青大句珠二枚」がたとひ九州産の眞珠を意味するものであるとしても、畿内のヤマトが九州地方をも領有したとすれば、その貢物に九州の産物が包含されてゐたことに、何の不思議もないのであり、また當時北部九州だけ特に良質眞珠の産地であつたかどうかも疑問であり、北部九州の領有者が畿内ヤマトでなかつたといふ理由としては大なる價值を認むる

ことが出来ないものである。

或は魏志に女王國の南にありと記せる狗奴國を以てクマ國であるとなし、かつその官狗古智卑狗は即ち菊地彦の音譯であり、「これがその九州南部の地であることを思はしめる」ものであるとなし、

元來此のクナはクマで肥後の南部であり、古の狀勢を察すると肥後方面は三分の形勢をなし、海岸地方のホの國、南の方のクマ、東北方のアソであつて、此のクマとアソとが結合してクマソ(熊襲)の名稱も起つたのである。かくて此の狗奴に代表される南部地方の勢力と、女王國の北部地方の勢力とは長い間抗爭をつゞけ、かの大和朝廷が九州北半の統合を完成したその勢威を以てして、始めて熊襲の征討が完成されたので、それまではこの南部地方の勢力はずつと持續されたものと思はれる。かゝる見解に基いて余は邪馬臺が九州であることを明かにし得ると思ふ(史學雜誌第三十八編

#### 第十號彙報參照)

と論じ、以て卑彌呼の統一が北九州の問題であるといふ曩の論旨の短を補はんとせらるゝのであるが、而もその九州南部の地なることを思はしめる有力なる理由として擧げられた、狗奴國の官名狗古智卑狗が菊地彦の音譯なりとの所説は、果して異論の餘地なきものであらうか。この點については内藤博士喜田博士等も亦皆同一意見ではあるが、もとゞ「菊地彦」は人名であり、官名ではないのであるから、人名を以て官名として誤り傳へたと見ることは如何であらうか、疑ひなきを得ないのである。かつまた狗奴即

ちクナはクマで肥後の南部であり、海岸地方がホの國で東北方がアソであり、クマとアソとが結合して熊襲の名稱起れりとの所説も一説として傾聽すべきものではあらうが、肥後南部の球磨と大隅方面の贈<sup>ソ</sup>吠とを結合して熊襲の名稱を生ぜりとなす舊説に比して、特に有力なる論據を有するものとも思はれないし、殊に菊地彦の根據はその地名の示すところによりて、今の肥後國菊池郡の地であるとすれば、阿蘇、玉名と並んで肥後の北部にあり、その狗奴國に比定せられた肥後南部の球磨の地とは大にかけはなれてゐるのであるから、その菊池國の首長であつたはずである菊地彦をば、狗奴國即ち球磨國の官名と誤まらるべき譯もなからうと考へる。殊に邪馬臺國を以て肥後の北部か筑後の南部とせらるゝ以上は（考古學雜誌第十二卷第十一號白鳥博士論文參照）肥後北部の菊池國の如きは當然邪馬臺國に服屬せるものであらうと思はれるので、その首長の名稱を以て狗奴國の官名として誤まるが如きことは益あり得ないことであらう。蓋し筑後南部或は肥後北部を中心として發展した邪馬臺國が、地理上その南方に於て容易に越ゆべからざる大山脈か或は大海かを以て限られてゐた譯でもないのに、その北方の諸國を壓服統屬せし間に、その南方に對しては何等著しき發展をなさなかつたとは考へ難いことであり、かつ魏志に「自女王國以北、特置一大率、檢察諸國」云々とある文句によるも、北方以外の他の方面にも女王國の統括諸國の存在せしことが察せられ得るのである。だから狗古智卑狗の音が菊地彦に類することは、必ずしも直にその菊池彦の音譯であるといふ結論には導かないのであり、隨つてこれがその九州南部であること

を思はしめる必然的の理由ともならないのである。

けれども當時「女王境界の盡くる所」の南に狗奴國があり、女王國と南北對立の形勢にあつたことは略々察せられるところであるが、而も邪馬臺國を以て畿内大和に比定せらるゝ内藤博士にして、なほ狗古智卑狗をば菊池彦に比定し、狗奴國をば肥後國菊池郡城野郷に比定せられしを以て見れば、魏志に「女王境界所盡、其南有狗奴國」とあるその境界をば、女王統屬國の南境とせず、その西境と認め、その西境の南方に狗奴國ありと解せられしものと推せらるゝのである。蓋し魏志によるとその方位に拘はらず、女王統屬の諸國名をつぎ／＼に列擧せる後、「此女王境界所盡」となし、「其南有狗奴國」とあるのであるから、「其南」を「女王國の南」の意と解せず、その盡くる所の境界の南と解すれば、この解釋も全然通ぜないとは云へないのである。尤も之れは魏志の本文のみから見た場合で、翰苑所引の魏略本文には

女王之南。又有狗奴國。以男子爲王。其官拘右智卑狗。不屬女王也。

とあるのであるから、もしこの本文が大體に於て魏略原文に類するものであるとすれば、魏志の「其南」は「女王國の南」の意と解すべきことが正當であらうし、隨つて邪馬臺を畿内大和となし、狗奴國を九州南部と見る見解は、全く成立しないこととなる譯である。而もなほ翰苑の引くところには脱略錯誤が多いから、この魏略の本文もその原文とは異り、「女王之南」といふ文句は大に節略せられたものであらうといふ異論をなすものもあるであらうが、少くとも翰苑の編者が魏略の原文によりて女王國の南と解



せしことば疑ひないところであるから、魏略の原文が「女王之南又有狗奴國」と解すべき文章をなしてゐたものと認むることが、より正當ではあるまいか。何れにせよ、この魏志の傳ふる物語が九州北部の地に限らるべきものであるか否かといふ問題を決定すべき爲めには、之れを以てなほ十分なりとなす譯には行かないやうである。

而も當時女王國統括下の諸國がなほ未だ半獨立の部落的國家で、女王國に服屬しながらも、各國王ありてその國を領有してゐたこと、及びその所謂女王國が必ずしも畿内大和の勢力を意味するものではなかつたことの他の理由は、當時女王國統括下の國々であつた對馬、壹岐、伊都、奴、不彌、投馬等の諸國に於ける官職が各、その名稱を異にしてゐる事實である。蓋し從來是等の官名をば勝手に我が國語にて解釋し、或は對馬、一支の「卑狗」は「彥」、「卑奴母離」は「夷守」の音譯であるとなし、伊都國の「爾支」は「ニキ」にて伊尼翼即ち稻置の音譯となし、或は「ヌシ」の音譯で伊都縣主を意味するものとなし、「泄謨觚柄渠解」は「イモコ、ヒココ」即ち妹子彥子の音譯とし、奴國の「兕馬觚」は「シマコ」にて島子の文字をあつべく、不彌國の「多模」は「トモ」にて伴造の略稱なるべしとなし、或は玉魂の音譯にて上、貴の義となし、投馬國の「彌彌」は「ミミ」にて御身の義、「彌彌那利」は「ミミナリ」にて「ミミ」の附屬なるべしとなすが如き類の所説は、二三の學者によりて既に發表せられたのであるが、而も何故に是等諸國の官職が各、その名稱を異にするやといふ根本問題については、未だ何人も注

意しなかつたやうである。もし是等の國々が女王統治の下に於ける大統一的國家の一部であり、従つてその各國の官職も亦中央政府の任命せしものであるとすれば、伊都といひ、奴といひ、不彌といひ、その間僅に各百里(もし曩に述べし如く一里二町の割合とすれば僅に日本里數の七―八里)を隔てしといふに過ぎない近距離の相接續せし國々即ち各地方行政區に於て、かくもその官職の名稱を異にするといふことがあり得るであらうか。凡べて大統一的國家に於ける地方官なるものは、その中央政府より派遣せらるゝ郡縣的制度の場合でも、或はその土着の豪族を任命する部族的封建制度の場合でも、その官職の名稱は必ず常に一定せられ居るものであり、たとへば北史卷九十四倭國傳に倭國の地方官制を述べ「有軍尼一百二十人、猶中國牧宰、八十戶置一伊尼翼、如今里長」也。十伊尼翼屬一軍尼」とあるやうに、國造を略載して軍尼となすといふが如き、多少の誤謬はあるとするも、その國々に於てかくの如き相違を生ずべきはずはないのである。されば予はこの一事を以ても、當時女王國に服屬せし是等の諸國は、なほ未だ統一的國家の地方行政區と稱すべき性質のものではなく、各國皆傳統的世襲的の國王を有せし半獨立的部落的國家の性質を有せしものであり、隨つてその官吏の如きもそれ等の國王によりて自由に任命せられた世襲的性質のもので、爲めに各國その名稱をも異にせしこと、推考したのである。而もそれ等の官職が如何なる意味合のものであり、如何なる名稱の音譯であるかといふことは、支那人士の外國語音譯法が常に餘りに自由勝手であるが爲めに、例へば曩に掲げた「何輩臺」が「大河内直糠手」

の音譯であり、「哥多毗」が「額田部連比羅夫」の音譯であるといふが如くに、記録上是非共之れの音譯でなければならぬといふ見當が明白でない限りは、その原語を發見することは容易でないのである。況んや隋書に見るが如く、「何輩臺」を「阿輩臺」と誤り、「哥多毗」を「奇多毗」と誤るといふが如き傳寫の誤謬は常に珍らしくないのであるから、音韻上の比定はなほ一層困難なることとなるのである。

けれどももし所謂邪馬臺國が畿内ヤマトを意味するものであるならば、少くともその邪馬臺國の官名だけは多少我が國古代の官名に類似を認むべき譯であらう。然るに邪馬臺國の官職として魏志の記するところによれば、「官有伊支馬、次曰彌馬升、次曰彌馬獲支、次曰奴佳鞮」とあり、内藤博士はこの邪馬臺國の官名の考定に最も力を注がれ、「先づ此の四の官名を考へ得たるによりて本傳考定の鍵を得たるなり」と斷言して居らるゝのであるが、今その考定せられたところを見るに、第一の伊支馬といふ語を以て、神名帳に往馬坐伊古麻都比古神社二座あり、この神を祭つたのは卜部氏であるから、つまり卜部の官氏の音譯か、又は垂仁天皇の御名活目入彦五十狹茅天皇（記には伊久米伊理毘古伊佐知命）と申す故、紀記等には垂仁天皇の御名代を定められたりとの事實見えざれど、當時の制度上有り得べからざることにあらざれば、或は垂仁天皇の御名代の音譯か、又は書紀に見えし大伴氏が率ゐる大久米部は上古に於て大なる官氏たりしこと疑ひなく、而も伊久は伊香と同じく大の義なるべければ、伊久米は大久米と同義なるべく、垂仁天皇が來目の高宮に坐せしことどもを取綜べて考ふれば、大來目部と垂仁天皇と兩様

に縁ありとも考へらるべしとなし、次に彌馬升と彌馬獲支とを以てそれ／＼孝昭天皇即ち紀に觀松彦香殖稻天皇、記に御眞津日子訶惠志泥命の御名代と崇神天皇即ち紀に御間城入彦五十瓊殖天皇、記に御眞木入日子印惠命の御名代とに比定せらるゝのであり、次に奴佳鞮を以て中臣氏、或は中跡直の中臣、或は中跡の音譯なりとせらるゝのであり、殊に中跡直の存在については栗田博士の説により舊事記にまでも依頼して居られるのである。而も魏志の記るすところは官名であるのに、内藤博士がその對譯名として挙げられしものは何れも氏名或は部名である。かつ内藤博士は卑彌呼を以て倭姬命に比定せらるゝのであるから、その時代は垂仁天皇の頃と認めなければならぬのであり、隨つて魏志に記るされた邪馬臺國の官名は、即ちその當時に於ける最高位置の官名として認めらるべきものであつたはずである。もしまた當時なほ官名と稱すべきものがなかつた爲めに、重職にあつた人々の氏名を誤り官名として傳へしものであつたとすれば、即ちまづその時代に於て重職にあつたとして傳へらるゝ人々の氏名と對比しその對譯として認めらるべきか否かを究めなければならぬ譯である。そこで當時の重臣として傳へられるものを見るに、日本書紀卷六垂仁天皇紀廿五年の條に

廿五年春二月丁巳朔甲子詔阿部臣遠祖武淳川別和珥臣遠祖彥國葺中臣連遠祖大鹿嶋物部連遠祖十千根大伴連遠祖武日五大夫曰(中略)今當朕世祭祀神祇豈得有怠乎三月丁亥朔丙申離天照大神於豐耜入姬命託于倭姬命云々

とあるのであるが、これは天照大神をば始めて伊勢國の五十鈴川上に鎮坐し奉つたときの由來を述べしものであるから、この時その議に與つた人々は當時最高の重臣等であつたと認めなければならぬのである。然るに是等の人々の名稱は邪馬臺國の官名として魏志に記るされたる伊支馬、彌馬升、彌馬獲支、奴佳鞮と果して如何なる音韻上の類似が認められ得るであらうか。強ひて之れを求むれば、僅かに奴佳鞮の音が中臣に類するだけに過ぎないのである。然るに内藤博士は全然これ等の事實を無視し、たゞ百方その音の類似を求めて之れを孝昭天皇、崇神天皇、垂仁天皇の所謂御名代或は官氏にまで比定し、而もそれ等の所謂御名代及び官氏が、何故に垂仁天皇の當時邪馬臺國の最高官名として誤まられしやに就いては何等説くところなく、獨り是れを以て畿内大和に關する記事なりと定め、本傳考定の鍵を得たりとせらるゝに至つては、その何の意たるやを解するに苦しむのである。蓋し予はもとより書紀の是等の記事を以て直にそのままに歴史事實として信ずることは出來ないのであるから、女王にあらざる倭姫命を以て卑彌呼に比定せらるゝことの不合理的なるを論ずる前に、所謂倭姫命の物語そのものについても大なる疑問を有するのであり、隨つて書紀に記載せる所謂五大夫の名稱も果して實在の人々なるやも不明であるから、魏志に記載せる所謂邪馬臺國の官名とその一致を缺くといふことはもとより當然のことと考ふるのであり、元來遙かに後世に、極めて稀少の史料と傳説とによりて編纂せられたる紀記の上世の物語の中に、その對譯名を索めんとすることが既に無意味のことであるから、本來官名の比定といふが

如きことは、邪馬臺國の位置が決定せる後、その方面に於てその對譯名を索むべきもので、之れを以て邪馬臺國の位置を決定すべき資料たらしむべきものにあらざることには曩に屢々力説せしところであるが、たゞ魏志の邪馬臺國を以て畿内大和なりと主張する爲めには、少くとも邪馬臺國の官名だけにて我が國古代の官名にその類似を認むべきであり、内藤博士の如くその史實を以て垂仁天皇の頃に比定せられかつその時代の事實として傳へらるゝ倭姫命の傳説をも之れを信ぜらるゝ以上は、その官名の比定にもまたその時代の傳説によりてその記録を重んぜらるべき義務あることを主張するに過ぎないのである。而もかくの如くその時代を限らざる人にありては、我々の知識に上り得る畿内大和の確實なる古代官名或は重要人名によりて所謂邪馬臺國の官名を解釋することは、何人にも到底不可能のことであり、強ひて之れを畿内大和説に有利に解釋せんが爲めには、忘れられし官名と稱するの外はないのであり、乃ち九州説に於て之れを以て忘れられし官名として認むるの外なきと同様の立場にあるのである。

かつまた魏志所載の各國官名について見るも、國造、縣主、稻置といふが如き大和朝廷の地方官名によりて、統一的に解釋せられ得ないものであるから、たとひ邪馬臺國が畿内大和であるとしても、なほ未だ大統一的國家の形式を備へしものでなかつたことは、曩に既に述べたところであるが、もし果してその各國がなほ未だ半獨立的部落國家で、各々國王ありてその官を任せしものとせば、卑奴母離の一語を執へて夷守となし、之れによりてその大和朝廷より派遣せられし官吏なりとなすが如きは、全く無意

味のことに過ぎない譯である。要するに所謂邪馬臺國が畿内大和を意味するものであるか、或は九州の地に索むべきかは、魏志所載の官名によりては遂に決定せらるべき問題ではないこととなるのであるが、たゞ畿内大和論者等の考ふる如き、所謂大統一的國家は、當時なほ未だ形式せられてゐなかつたこと、及びかの邪馬臺國が必ずしも畿内大和なりと斷ぜらるべきでないことだけは、この官名の記載からも推考せられ得るのである。

而してまたこれと同一の結論は魏畧魏志所載の人口の點よりしても考へられるところである。蓋し論者は從來魏志所載の各國人口について論ずるに當り、多くは邪馬臺國の戸數が七萬餘戸とあるのを見てもかくも多數の人家を有する大都會が、筑後の山門郡などに存せしとは思はれないとか、或は是等の戸數はたゞ大體の見當に過ぎないものであるから、之れを以てその實數として取扱ひ、とかくの議論を立つべきでないとかいふ類の所論を唱へたに過ぎなかつたかと記憶するのであるが、予も亦曾て魏志所載の戸數は實數として認むべき性質のものではないのであるから、之れを信じ之れに據りて種々の議論をなすことの甚だ危険なるべきを論じたのであり、今日もなほその主旨の何等變更すべき理由あるを認めないものである。けれどももし山田氏の所説のやうに、たゞ魏志倭人傳の文面にのみ囚はれて、邪馬臺國、狗奴國、及び伊都國だけが王を有せし國であり、その他の國々には王と稱すべきものが存しなかつたものとするれば、すなはち伊都國は邪馬臺國、狗奴國と相並びて、或は少くともこの二國についての大國であつ

たはずであり、随つてその戸數の如きもこの二國に並ぶべき、或は之れにつぐべきものであつたこと、思はれるのであるが、魏志の記するところによると「邪馬臺國可七萬餘戸」「投馬國可五萬餘戸」「奴國有二萬餘戸」「末廬國有四千餘戸」「一支國有三千許家」といふに對し、伊都國は對馬國及び不彌國と共に僅に千餘戸を有するに過ぎず、當に是等の諸國中最小の國に屬するのである。而もこの最小の國の一つである伊都國にのみ國王ありて、その他の國々は皆邪馬臺國直轄の領土であつたとは、果して事實上あり得べきこととして考へられ得るであらうか、疑ひなきを得ないのである。

尤も翰苑所引の魏略本文には「東南五百里、到伊都國、戸萬餘」とあり、對馬、一支、末廬等諸國の戸數については何等記するところがないのである。蓋し魏略の原文には對馬、一支、末廬等諸國の戸數は恐らく魏志と同様に記されあり、たゞ伊都國は「有千餘戸」にあらずして、「有萬餘戸」となつてゐたのではないかとも考へられるのであり、随つて魏志の本文ももつと伊都國の戸數は「有萬餘戸」と記されゐたりしものであつたのを、後に傳寫の際誤つて「有千餘戸」となすに至つたのか、或は魏志の編者の不注意の爲め、この誤りを生じたものであらうとも推せられるのである。されどそれにしてもなほ奴國に比して半ばに過ぎず、投馬國に比して五分一に過ぎざる伊都國のみが世王を有し、その他の諸國は皆女王國の直轄領であつたと解することが出来るであらうか、予はその可なる所以を知らないのである。



けれども之れは論者が魏志の文面にのみ囚はれて「世有王」とある語句により伊都國のみに王ありしことを主張せるに對し、もし魏志の文面に囚はるゝとせば、戸數上より見ても最小國の伊都國にのみ國王ありしとして主張することの理に反する所以を明かにし、以て魏志の編者の不注意不用意を曝露し、たゞ徒らに魏志の文面に拘泥することの危険なる事實を指摘せるに過ぎないのであり、必ずしも魏志所載の戸數を以て信賴するに足るべき實數として認められた譯ではないのである。而も論者或は之れを以てその實數と認め、投馬國の位置を比定するが爲めに、「奴國は即筑紫の灘の大津にして博多の古地名なりとすれば、これに二倍半以上の大國は今とても多くを指定しうべからず。(中略)博多は今日にても九州第一の大都なり。古今の變ありといへども人工的に地勢を改めざる以上は、地理上の便利は古今大差あるべくもあらず。この故に倭人國の首都所在地たる邪馬臺國に次ぎ、九州貿易の中心たる奴國に倍する程の有勢地は、今日にありても何等かの痕跡をとゞむべきを豫想しうるなり。」(考古學雜誌第十二卷第十號所載「狗奴國考」參照)といふが如き、或は「邪馬臺に至ると七萬餘戸ばかりとある。戸數だけ見ても邪馬臺の大きいことがわかる。もし此の大國が九州の内にあつたとすれば、今日其遺蹟が何處かにあるべきである。邪馬臺といふ地名の似よつたものをさがせばあるけれども、戸數を考へて見れば話にならない。兎に角九州で一番開けた北部の灘が三萬餘戸で、其の二倍以上の人口のあつた所が九州の内にあつたとは信ぜられない。」といふ類の議論を唱ふものがあり(考古學雜誌第十二卷第十一號所載三宅博士論文「邪馬臺國について」參照)、今なほ是等の所説に共鳴し賛同するものあるを耳にするの

であるが、その戸數記事の信ずべからざることは、なほその里數記事の信ずべからざると同様である。べきはずであるから、之れによりてかくの如き議論を取てすることの無意味なるは、いふまでもないことではあるけれども、既に是等の戸數記事に信頼して、とかくの議論をなすものがあるのであるから、假りにその戸數記事を正しいものと見て、果して是等の議論が成立し得るものなるや否やを討論すること、亦必ずしも無用のことではあるまいと考へる。

まづ當時の奴國が後の所謂薩の大津にあらずして、更にその南方比惠竹下の邊なるべきことは曩に述べた通りであるが、「博多は今日にても九州第一の大都なり」とは果して何に基いて斷定されしところであるか。もし人口の點よりして見れば大正十四年十月一日第二回國勢調査の統計にて九州第一の都市は長崎市で人口十八萬九千餘、次ぎは熊本市で人口十四萬七千餘、第三位が博多を抱括せる福岡市で人口十四萬六千餘となつてゐる。即ち博多は今日九州第一の大都にあらずして、福岡を加ふるもなほ九州第三の都市たるに過ぎないのである。尤もかの論文は明治四十四年に作られたものであるさうだから、試みにその當時の統計を見るに、明治三十六年度の現在數が長崎市十五萬三千二百九十三人、福岡市七萬一千〇四十七人、佐世保市六萬八千三百四十四人、熊本市五萬九千七百七十七人であり、明治四十一年度の現在數が長崎市十七萬六千四百八十人、佐世保市九萬三千〇五十一人、福岡市八萬二千百〇六人、鹿兒島市六萬三千六百四十人となつてゐる。即ち福岡市はその當時に於ても第二位或は第三位を占むるの

みて、而もその人口數は長崎市の半ばにも上らないのである。予が斯くの如き穿鑿を敢てする所以は、論者の論據が如何に粗雜なる知識觀念に基くものなるやを明かにし、以て「古今の變ありといへども人工的に地勢を改めざる以上は地理上の便利は古今大差あるべくもあらず。この故に倭人國の首都邪馬臺國に次ぎ、九州貿易の中心たる奴國に倍する程の有勢地は、今日にありても何等かの痕跡をとゞむべきを豫想しうるなり」とか「戸數だけ見ても邪馬臺の大きいことがわかる。もし此の大國が九州の内にあつたとすれば今日其遺蹟が何處かにあるべきである」とか「邪馬臺といふ地名の似よつたものをさがせばあるけれども、戸數を考へて見れば話にならない。兎に角九州で一番開けた北部の儼が三萬餘戸で、その二倍以上の人口のあつた所が九州の内にあつたとは信ぜられない」とかいふ類の粗雜放漫なる空論に對して、その注意を求めんが爲めである。蓋し論者は常に後世の事實に囚はれ、信ずべからざる魏志の戸數記事に信頼してその説を立つるが故に、遂にかくの如き空想を恣にするに至るのであるが、試みに一戸五人として考ふるも、七萬戸の人口は三十五萬人、五萬戸の人口は二十五萬人、三萬戸の人口は十五萬人である。而して明治三十六年將に日露の開戦を見んとする際の統計によりて、人口三十五萬の都市を求むれば、京都の三十八萬餘、横濱の三十二萬六千餘が略、之れに當つて居り、名古屋が二十八萬八千餘、神戸が二十八萬五千餘、長崎が十五萬三千餘で、當時我が國に於て十五萬以上の都市は東京大阪の二市を加へて僅かに以上の七市に過ぎないのであり、博多を抱括せる福岡市の如きは當時七萬餘人、

今日に於てもなほ十四萬六千餘を有するに過ぎざることは前に記した通りである。實にその經濟活動の範圍は世界的に擴大され、所謂貨幣經濟時代を過ぎで、當に信用經濟の時代に入れる二十世紀の現代に於て、今や人口の増加は毎年五十萬乃至百萬と稱せられ、世界五大強國の列位に入れる我が國にして、十五萬以上の人口を有する都市は更に廣島、函館の二市を加へて僅かに九市に過ぎないのである。然るに今より約一千七百年前、その經濟活動の範圍は極東の一部に限られ、魏志の韓傳に「國出鐵、韓濊倭皆從取之、諸市買皆用鐵、如中國用錢」とあるによりても明かなる如く、なほ未だ全く貨幣の用を知らず、所謂自然經濟即ち物々交換の時代、又所謂氏族經濟の時代で、漁獵農業を主要産業とし、その副業として僅かに或る種の家内工業の發達を見た時代に於て、その首都が七萬餘戸約三十五萬の人口に上り、明治三十六年當時の横濱を凌ぎ、京都に及ばんとし、明治四十七年（一九一〇年）の北米合衆國首都華盛頓の人口三十三萬一千餘人を凌ぎ、大正十四年十月一日の朝鮮首都京城府の人口三十四萬人を越えて居り、奴國の三萬餘戸約十五萬の人口を有する都市は、朝鮮半島を通じて京城以外には現代に於ても全くその類を見ずといふが如きことが、果して事實を傳ふるものとして考へ得らるゝであらうか。その誇張の程度はかの狗邪韓國より末廬國に至る海路を以て三千餘里となすに勝るとも劣らざるものであらう。

況んや今日に於てこそ一戸の人口は五人乃至六人の割合となつてゐるのであるが、古代に溯れば大家族制となるのであるから、一戸の人口數は大に増加せらるゝのであり、澤田吾一氏が史學雜誌第三十四

編第十二號所載「古代の戸籍計帳の研究」及び同誌第三十七編第二、三、五、七號所載「奈良朝時代の人口論」に於て詳論せられたやうに、大日本古文書第一卷所收の正倉院文書中に見えてゐる大寶二年の美濃、筑前、豊前、豊後の戸籍殘簡、養老五年の下總國その他の戸籍殘簡等に據りて、一戸の人口數の最大の例と最小の例とを摘出すれば、即ち左表の通りとなつてゐるのである。

御野國味蜂郡春部里(二十八戸の内)

最大	皆麻呂	男 21	女 23	合計 44
最小	久知良	6	5	11

御野國本簀郡栗栖太里(二十一戸の内)

最大	堅見	11	20	31
	廣麿	9	22	31
最小	鳥	5	6	11
	比稻	5	6	11

御野國加毛郡牛布里(五十四戸の内)

最大	安麿呂	16	20	36
最小	目太	7	1	8

筑前國島郡川邊里(二十二戸の内)

最大 缺名 40 47 87

(猪手 26 34 60)

最小 羊 2 3 5

豊前國仲津郡丁里(二十戸の内)

最大 缺名 30 30 60

(法師 20 17 37)

最小 羊 8 3 11

下總國葛飭郡大島郷(六十七戸の内)

最大 缺名 14 25 39

最小 綾蒨 2 0 2

すなはち以上の表の示すところによれば下總國の場合を除き、上記の美濃、筑前、豊前の百四十五戸及び御野國の肩縣郡肩々里、各牟郡中里、山方郡三井田里の十戸、豊前國の上三毛郡塔里、同郡加目久也里の八戸、豊後の一戸を加へ合計百六十四戸の内、最大一戸八十七人最小一戸五人の人口數となつてゐるのである。而も一戸五人といふ人口數は百六十四戸の中なゞ一戸に過ぎないし、一戸八人のものも

支那の史料に現はれたる我が上代(橋本)

(四)

御野國加毛郡半布里に一戸と同國各牟郡中里に一戸あるだけで、その他は皆一戸十人以上となつてゐる。たゞ下總國の戸籍は多少他と異つて居り、葛飭郡大島郷の六十七戸、倉麻郡意布郷の七戸、鉦托郡少幡郷の一戸合計七十五戸の内、最小一戸二人のもの一戸の外に、一戸十人以下のものが四十三戸に上つてゐる。即ち全戸數の殆んど三分の二にも及ばんとしてゐるのであり、概して一戸の人口數は小數となつてゐる。之れ蓋し東國の地方は當時なほ新開の植民地なるが爲めに、西方の舊國に比して定住の歲月短く、未だ大家族を形成するに至らざるものが多數であつた爲であらうと察せられるのである。同様に都會の地に於ても比較的一戸の人口數は少かつたやうで、養老五年の奈良右京三條三坊及び一坊の戸籍殘簡には

	戸主名		合計	戸主名		合計	
	男	女		男	女		
子首	6	4	10	德麻呂	6	8	14
福德	7	4	11	牧床	3	8	11
麻呂	14	11	25	五十君	3	6	9
秋庭	9	19	28	弟麿	7	5	12
大國	7	6	13				

と見えてゐる。それでも一戸九人とあるのが最小で、一戸十人以下のものはたゞこの一戸だけであり、今その平均數を採れば一戸十四人七七強となるのである。なほ山背、近江地方が二十戸に對して三百八

十一人即ち一戸十九人強、御野國が百十九戸に對して二千三百七十二人即ち一戸十九人九三強、筑前國が二十二戸に對して五百十五人即ち一戸二十三人四強、豊前豊後が二十九戸に對して六百九十九人即ち一戸二十四人強、下總國が七十五戸に對して七百二十一人即ち一戸九人六強となるのである。而も上記するところはたゞ良民のみの人口數であるから、更に之れに附屬せる賤民の數を加ふれば一戸の口數はなほ一層大となる譯で、澤田吾一氏の研究によれば、美濃國戸籍殘簡よりの調査の結果は戸數合計百十九戸に對して良民合計二千三百七十二人、賤民合計百二十人、良賤民合計二千四百九十二人、一戸平均二十人九四強となり、西海道戸籍殘簡よりの調査の結果は戸數合計五十四戸に對し良民合計一千二百六十四人、賤民合計八十四人、良賤民計一千三百四十八人、一戸平均二十四人九六強となるのである。だから一戸平均十人と見るも奴國二萬戸の人口は二十萬人、投馬國五萬戸の人口は五十萬、邪馬臺國七萬戸の人口は七十萬人となるのであり、もし一戸平均二十人と見ればそれ〴〵四十萬、百萬、百四十萬の人口數に達する譯で、實に大正十四年の統計に據るも、東京、大阪の二市を除いては投馬、邪馬臺の人口數に及ぶものなき事實を認めなければならぬこととなるのである。もとより以上の計算は今より一千二百餘年前大寶養老の頃の記録に據れるものであるから、それより更に約五百年を溯れる三國魏の頃とは、人口數にも一戸の平均口數にも相違するところあるべきことは當然であるけれども、人口數に於て魏の當時が大寶養老の頃よりも一層少數であるに對して、一戸の平均口數は必ずしも少數ではなかつた。



のたであらうと思はれるので、その戸數は古代ほど一層少數となる譯であり、今より約一千七百年前の古代に於て、何萬何千といふが如き戸數の聚合は、到底考ふべからざるところである。

尤も論者或は魏志倭人傳所載の戸數を以て、一都市の戸數ではなく、一國の全戸數を意味するものとなすものもあるであらう。前に掲げた三宅博士の所説の如きも、この意味に於て述べられたらしく思はれるのであり、魏志の文面上よりもかく解することが、より正當らしくも見えるのである。されば他方に於てこの時代に果して一國の戸數調査といふが如きことが行はれるたものであらうか。もし魏志の記事が魏の使節の報告によりて記されしものとすれば、その各國の首都を中心として大體の見當を記せるものと見た方が、より正當ではあるまいかといふが如き、種々の疑問は今暫らく之れを措き、とにかく一國の全戸數として之れを見れば、果して合理的に解釋せられ得るであらうか。今試みに明治四十一年十二月内閣統計局調査の統計を見るに、奈良縣即ち大和一國の全現住人口數が五十四萬八千六百人（在本籍人口數五九五、六五三）戸數が九萬二千八百三十九戸となつて居り、大正二年十二月調査では現住人口數五十八萬二百人（在本籍人口數六三〇、七四七）戸數十萬六六百戸、大正七年十二月調査では現住人口數五十八萬二千一百人（在本籍人口數六五九、一三二）戸數十萬六千二百九十九戸となつてゐる。

然るに澤田吾一氏の研究によれば、奈良朝時代の我が全國の良民總口數は、天平十九年五月戊寅の太政官奏に基いて計算せられたる、一郷の良民總口數一千三百九十九人を、和名抄所載の郷名數四千〇三十

七に應用して約五百六十萬人となり、また宋史に見えてゐる甯然の記する所に據りて記るされた、郷數三千七百七十二、驛數四百一十四とある記事に基き、かつ京師及びその近郊の推定人口約二十萬を加算して約五百七十七萬人となり、更に弘仁出舉稻及延喜出舉稻に基き、對馬、多藝、志摩及び京師の人口を加算して約五百六十萬人となるにより（是等の推定人口數は唐の六典に見えてゐる、開元二十二年の唐の人口數四千六百二十八萬五千一百六十一人といふに比して、地理上から考へても決して過少ではあるまいと思はれる）約五百萬乃至六百萬といふ見當で、一戸平均二十人とすれば（賤民をも考へに入れなければならぬので一戸平均二十人以下のことは決してあるまいから）全國の戸數は二十五萬戸乃至三十萬戸となる譯である。してみると奴國の戸數二萬、投馬國の戸數五萬、邪馬臺國の戸數七萬合計十四萬戸となるのであるから、この三箇國の戸數だけにてその當時よりも約五百年後の全國總戸數の約半分或はそれ以上に上るのである。この事實のみによりても魏志の戸數記事の不合理なることは明であるが、なほ澤田氏が延喜式出舉稻に基きて推算せられし、畿内諸國の良民總口數を見るに、山城九九六〇〇人、大和一三〇三〇〇人、河内九四二〇〇人、和泉五三五〇〇人、攝津一二二八〇〇人となつてゐる。すなはち畿内の良民總口數は約四九〇四〇〇人で、一戸平均二十人として畿内五國の總戸數約二萬四千五百二十戸となるのである。ところでこの頃源順によりて撰ばれた和名抄には、大和國を以て添上、添下、平群、廣瀬、葛上、葛下、忍海、宇智、吉野、宇陀、城上、城下、高市、十市、山邊の十五郡に分つてゐるの

であるから、略、今日の所謂大和國と同様であらうと思はれるのであるが、その良民口數は十三萬〇三百人で、その戸數は一戸平均二十人として六千五百十五戸となるに過ぎないのである。されば魏志の所謂邪馬臺國が今の大和國全部を意味するものとしても、或は今の畿内全部を意味するものであると假定してすらも、更に五百年を溯れるかの太古の時代に、七萬餘戸の戸數を有したとは到底考へ得られないところである。

況んや日本書紀卷三神武天皇三年の條に

以珍彥爲倭國造

とか

以劔根者爲葛城國造

などとあるによれば、神武紀の物語はもとよりそのまゝに信すべきものではないとするも、所謂ヤマトの國の境域はもとゞゞ現在の大和國よりも、遙かに狹小であつたはずである。すなはち日本書紀卷二十五孝德天皇大化元年の條に

八月丙申朔庚子拜東國等國司仍詔國司等曰(中略)其於倭國六縣被造使者宜造戶籍并校田畝

とあるによれば、大化元年(西紀六四五年)の當時に於てすらも、なほ所謂ヤマトの國は六縣から成立つ

てゐたに過ぎなかつたのであり、而も日本書紀卷十應神武天皇十九年の條に

冬十月戊戌朔幸吉野宮時國樸人來朝之(中略)其土自京東南之隔山而居于吉野河上  
峯嶮谷深道路狹蹙故雖不遠於京本希來朝

とあるのであるから、この話はたとひ應神天皇とは無關係のものであるとしても、とにかくも可なり後  
まで今の吉野郡の地方が所謂ヤマトの國の中に抱括されてゐなかつたことは明白なところであり、また  
日本書紀卷十九欽明天皇元年(西紀五四〇年)の條には

二月百濟人己知投化置倭國添上郡山村(中略)秋七月丙子朔己丑遷都倭國磯城郡磯  
城嶋

とあり、かつ延喜式卷八祝詞の卷所載祈年祭祝詞に

御縣爾坐皇神等前爾白久高市葛木十市志貴山邊曾布登御名者白氏此六縣爾生出  
甘菜辛菜乎持參來氏云々

とあるのであるから、もしこの説を正しいものとするれば、即ち大化改新當時のヤマト國も今日の大和國  
から宇陀、生駒、宇智、吉野の四郡を除いたものとなるのである。今試みに内閣統計局の統計によりて  
その各郡の地積を見るに

添上郡 一、一、一二<sup>方里</sup>  
生駒郡 一、三、五一<sup>方里</sup>

支那の史料に現はれたる我が上代(橋本)

山邊郡	一三、三五	磯城郡	一〇、九二
宇陀郡	二一、二〇	高市郡	五、九〇
北葛城郡	六、二〇	南葛城郡	五、〇一
宇智郡	六、三二	吉野郡	一六三、五四

とあるのであるから、(明治二十九年以來十市郡は磯城郡の内に併合せられてゐるので)大化當時のヤマト國の全地積は六十六方里〇一となるのであり、今の大和國各郡地積の合計二百五十七方里〇七の約四分の一弱となるのである。尤も別に大和國の總地積として二〇一方里四二といふ統計が掲げてあるのであるが、之れはまだ各郡の地積が測定せらるゝ以前の古い統計であるから、恐らく誤謬と認むべきものであらう。なほ同じく大化二年の條に

春正月甲子朔、賀正畢、即宣改新之詔、(中略)凡畿内、東自名壑、横河以來、南自紀伊、兄山以來、南自赤石、櫛淵以來、北自近江、狹々波合坂山以來、爲畿内國。

とあるによれば、當時の畿内の境域も亦今日の畿内に比すれば、北と南とに於て大分狭くなつて居り、山背國なども今日の山城國の半位かと思はれるのである。(紀伊の兄山とあるは恐らく妹山、脊山の脊山であらう。今の伊都郡笠田村大字脊山にあるさうである。名所圖繪には今鉢伏山といふとあるのであるが、恐らく紀の川吉野川を以て南境とせることを意味せるものであらう。)

されば大化の頃より更に四百餘年を溯れる魏の時代、即ち西紀二百三十年代に於て、所謂ヤマト國が更に遙かに狹小なる地域に限られてゐたことは、想像に難くないのであり、葛城郡が別に一國として區分されし頃には、所謂ヤマト國の地域は恐らく後の高市十市の邊だけであつたかと推考せらるゝのである。即ちその地積は、もとの十市郡を今の磯城郡即ちもとの城上、城下、十市三郡の地積十方里九二の約三分一強と見て、高市郡の五方里九〇と合し約九方里餘に過ぎないのである。だから大化當時のヤマト國の人口戸數を明治四十一年當時の大和國の人口戸數の約三分一であつたとしても、人口十八萬二千八百六十六人で、戸數が三萬〇九百四十六戸となるのであり、四分一とすれば人口十三萬七千一百五十人、戸數二萬三千二百餘となるのであり、また延喜の頃の大和國の良民口數約十三萬〇三百人、戸數約六千五百十五戸の約三分の一とすれば約四萬三千四百人、約二千一百七十戸となるのであるから、大化の當時でもヤマト國に戸數七萬人口七十萬乃至百四十萬、もし今日の割合で一戸約六人とするも四十二萬人といふ莫大な住民を有してゐたとは到底考へ得られない所であるのに、更に遙かに狹小なる地域に限られた時代のヤマト國に、かくの如き戸數住民の存在を想像することは、眞に空中樓閣を畫くものである。而して同じく内閣統計局の統計によりて、筑後國各郡の地積を見るに

浮羽郡	一〇、九五 <sup>方里</sup>	三井郡	一三、二二 <sup>方里</sup>
三潞郡	九、一一	八女郡	三九、四〇

支那の史料に現はれたる我が上代（橋本）

山門郡

七、九三

三池郡

六、五八

とあるのであるから、その全地積は八十七方里一九となるのである。この場合も古い統計では別に筑後國の全地積を八十方里八七と掲げてあるのであるけれども、之れも大和の場合と同様に誤謬と認むべきものであらう。吉田博士の地名辭書に出てゐる地積は何によられたのか、悉く違つてゐる。尤も三潞、山門、三池の三郡は海に面してゐるのであるから、時代によりてその地積を異にすべきは當然の譯である。この事については坪井博士も既に論ぜられたところではあるが、(考古學雜誌第十二卷第五號所載「支那古地理志の解釋に就いて」參照)千六百七十年前魏の時代に於ては、「山門郡の平野は全部海の底であつた」といふ博士の推定には、賛同することが出來ないのである。

蓋し有明海沿岸の地方が著しき平行地で、その海岸線の著大なる變化を豫想せしむることは、博士の指摘せられた通りであるが、而も今より約一千年前に撰ばれた延喜式卷二十二にも、それより約三四年後に著はされた源順の倭名類聚抄國郡部筑後國第二百二十六にも、御原郡、生葉郡、竹野郡、山本郡、御井郡、三猪郡、上妻郡、下妻郡、山門郡、三毛郡の十郡が掲げてあり、その中明治二十九年に御原、山本の二郡を御井郡に合せ、竹野郡と生葉郡の一部とを合せて浮羽郡と稱し、生葉郡の一部と上妻下妻の二郡とを合せて八女郡と稱したのであるから、海に面せし郡はやはり三猪、山門、三毛の三郡であるが、和名抄には三猪郡には高家、田家、三猪、鳥養、夜開、青木、荒木、管綜の郷名が見えて居り、山門郡

には大神、山門、草壁、鷹尾、大江、三毛郡には米生、十市、砥上、日奉の郷名が見えてゐる。即ち三猪郡は大凡今の三瀧郡の地方に當つて居り、高家郷は今の八女郡の二川村大字高江の邊で、羽犬塚の西方に當つて居り、三猪郷は今の三瀧村大字高三瀧の邊なるべく、鳥養郷は今の鳥飼村安武村の邊で取替川の流域地方、夜開郷は今の大善寺村大字夜明地方、青木郷は今の青木村、荒木郷は今の荒木村であり、かつ和名抄では下妻郡に屬してゐる鹿待郷は今の三瀧郡蒲池村であらうと思はれるのであるから、田家と管綜との位置は不明であるが、略當時の三瀧郡の境域は之れを察することが出来るのである。また山門郡の大神郷は今の小川村大字大神の邊で、山門郷は今の東山村大字山門の邊であり、草壁郷は不明であるが鷹尾郷は今の鷹尾村の地、大江郷は今の小川村大字大江の邊であらうから、略當時の山門郡の境域も推定せらるゝのである。なほ三毛郡の米生郷は今の三池郡大牟田町の南方で駛馬村大字東米生、西米生の邊と認められるので、十市郷、砥上郷、日奉郷の位置は不明であるが、當時の三池郡の海岸線は略之れを察することが出来るのである。(或は十市郷は今の肥後國鹿本郡縁村大字上十町、中十町、山十町の邊ではあるまいかとも思はれるが如何であらうか)それから肥前の方で佐嘉郡に城崎、巨勢、深溝、小津、山田の郷名が見えてゐるが、富永春部氏の和名抄諸國郡郷考には巨勢を佐賀城の西なる加瀬に當ててゐるのであるけれども、佐賀市の東方に巨勢村といふのが存するのであるから、もとより之れに比定すべきであらうと思はれる。



なほ佐賀城の西方なる嘉瀬村は、吉田東伍氏の地名辭書などでは平家物語や源平盛衰記に見えてゐる。鹿瀬庄に比定して居り、鎮西要略に「俚諺曰、俊寛僧都之童僕有王、與荒木乘觀相議、而來於加瀬。」云々とある文句や、源平盛衰記理卷第九に丹波少將が鬼界ヶ島より歸るところを叙し「少將は九月中旬に島を出で、(中略)波風荒くして日數を過ぎ、同廿日餘にぞ九國の地へは著給ふ。肥前國鹿瀬庄は私には味木庄とも云ひけり。件の所は舅平宰相の知行也。爰に暫く逗留して日來のつかれをいたはり給へり」とある文句を引いてゐるのであり、平家物語卷三にも「去程に二人の人々は鬼界島を出で肥前國鹿瀬庄にぞ著給ふ。(中略)少將鹿瀬庄にて年を暮す」「正月下旬に丹波少將成經、平判官康頼入道二人の人々は、肥前國鹿瀬庄を立て、都へとは被急けれ共」など見えてゐるのである。平家物語の製作は建保、承久の頃といはれるのであるから、少くとも今より約七百年前平家物語製作の當時に於て、肥前國鹿瀬庄即ち今の嘉瀬村の邊が海岸地であつたことは、まづ疑ひなきところであらう。もし成經康頼の時代にまで溯れば約七百五十年前となるのである。

そこでもし以上の比定にして誤りがないとすれば、今より約九百六七十年乃至一千年前に於けるこの地方の海岸線は、略今の肥前國佐賀郡の嘉瀬津、佐賀市、巨勢村の邊より筑後三潞郡の青木村、蒲池村、山門郡の鷹尾村、江浦町の邊を経て、黒崎の鼻に至り、更に三池郡大牟田市の東邊を過ぎて、駛馬村米生の邊に至つたものと推考せらるるのである。然るに坪井博士の論ぜられた通りに、鎌倉時代に今の佐賀

城の地に龍造寺といふ寺があり、東山時代に至つてその寺領で、今は佐賀市となつてゐる水筒江に、その寺領の地頭であつた龍造寺兼家が勃興し、水筒江城を築いたとすれば、東山時代（西紀一四四四年―一四九〇年）が今より約四百五十年前であり、鎌倉時代（西紀一一九二年―一三三三年）が今より約六百五十年前であるから、鎌倉時代に龍造寺が今の佐賀城の地に建立せられし頃も、それより約二百年後東山時代文明年間に水筒江城が同じくこの地に築かれし頃も、この地方の地形には何等著しい變化があつたとは思はれないのである。のみならず和名抄に記されたる巨勢郷が佐賀市の東郊巨勢村に比定すべきものとせば、東山時代より更に約五百年を溯れる和名抄時代に於ても、亦その地形上著しい相違があつたとは認められないのである。同様に筑後國山門郡の方面に於ても、坪井博士のいはれる通りに、今より三百六十餘年前永祿中に蒲池鑑盛が柳川城を創めたものであるとすれば、和名抄に見えてゐる下妻郡所屬の鹿待郷即ち今の蒲池村は直ぐ柳川町の北方にあるのであるから、和名抄時代のこの地方の地形もそれより約六百年後である永祿の頃に比して、それ程著しい相違があつたとは考へられないのである。されば最近四百數十年の事實に基き、百年當り八丁などといふ割合で、千六百七十年前の海岸線は三里二十五丁六の内地にあるはずとなすが如き計算は、全く無意味のことで、自然力のみによる土地の増加は、この場合に於ては極めて微々たるものであり、従つて最近三四百年に於て著しき新地の増加を來せることは、主として徳川時代に於ける太平の餘澤により、諸侯の領土が殆ど永久的に確定せる結果として行はれた。

人工的效果と認めらるべきもので、この割合によりてその古代を推定すべきではあるまいと考へられるのである。されば東山時代或は鎌倉時代と、それより約五百年乃至六百年を溯れる延喜式和名抄の時代との間に、殆ど著しい地形の相違が認められないとすれば、更にそれより約六百年乃至七百年を溯れる三國魏の時代に於ても、亦甚しき地形の相違を豫想しない方が寧ろより正當なる見解であらうと考へる。かの日本書紀神功紀に田油津媛の根據地として山門縣の名を明記せる如き、また現に山門郡女山の地に山城式列石の遺跡を見るが如き、山門郡平原の存在を豫想することなくしては到底説明すること能はざるところであり、またその地形の甚しき變化を否定すべき傍證として認めらるべきものであらう。即ち三國時代の當時に於ても、山門郡の地方に於ける海岸線は今の蒲池村鷹尾村の邊より更に甚しく内地にあつたとは考へられないのである。或は島とか津とか崎とかいふ語を有する地名を求めて、古代の海岸線を定めんとする人々もあるのであるけれども、我が國古來の慣習として、是等の地名は必ずしも海と關係を有するものでなく、たとへば大和盆地の中に磯城島、南浦、黒崎、船附、忍海、初瀬などいふ地名もあれば、信濃高原の地に港とか島々などいふ地名も見え、美濃國加茂郡には八百津、土岐郡には土岐津といふ町名も存するのであり、凡べて是等の語を有する地名は海に關係を有するものあると同時に、沼湖及び河川に關係を有するものも亦存するのであるから、必ずしも是等の地名のみによりて事を決する譯には行かないのである。また同じく有明海沿岸にても、たとへば諫早灣方面に於てその南海岸の方は最近

三百年間に於て一里位も新陸地を増加したのであるが、北海岸に於てはその間に殆ど著しい變化をなさなかつた事實もあるのであるから、或る年代間の平均數により、その割合にて古代に溯らしめんとするが如きは、極めて危険なる方法といはなければならぬのである。

要するに三國時代當時に於ては、今の山門郡の全面積の約四分の一が海中にあつたものと推定せらるるので、假りに他の部分に於ては今の郡境と同様であつたとして、當時の山門の地積は約六方里となるのであるから、大和國高市郡の地積と略々同一の地積に當るのであり、坪井博士の「當時山門郡の平野は海の底であつた」といふ議論は全く机上の空論たるに過ぎない譯である。而も當時の山門の境域は、海岸以外の他の部分に於ては、今の山門郡の境域よりも或は更に廣かつたかも知れないのであり、たとへば今は三瀨郡に屬してゐる蒲池村の邊なども、當時は山門の一部ではなかつたかとも思はれるのであるから、當時の筑後山門の地積を以て當時の畿内ヤマトの地積に比して、より狭小であつたとは容易に斷言せらるべきではあるまいと考へる。さればもし當時の畿内ヤマトに許さるべき人口戸數であるならば同時に當時の筑後山門にも許さるべき人口戸數であるべきはずであり、もし當時の筑後山門に許さるべからざる人口戸數であるならば、同時に當時の畿内ヤマトにも許さるべからざる人口戸數であるべき譯である。「戸數だけから見ても邪馬臺の大きいことがわかる」から「邪馬臺といふ地名の似よつたものは九州の内にもあるけれども、戸數を考へて見れば話にならない」ので、之れを「畿内ヤマトに否定しなけ

ればならない」といふ所説の如き、全く魏志の誇張されし戸數記事に誤られ、かの當時の畿内ヤマト及び筑後山門に對する知識觀念の不正確なるが爲に生ぜし、無意味の言説たるに過ぎないのである。

なほ對馬、一支、未盧、伊都、奴等諸國の場合について見るも、延喜式出舉稻に基く澤田氏の推算によれば、筑前國は良民總口數約九二九〇〇人一戸平均二十人として（以下皆同）その戸數約四千六百四十五戸、和名抄による一郷の口數約九百十一人戸數約四十五戸、また筑後國は良民總口數約七三三〇〇人戸數約三千六百六十五戸、和名抄による一郷の口數約一千三百五十七人戸數約六十八戸、肥前國は良民總口數約八一四〇〇人戸數約四千〇七十戸、和名抄による一郷の口數約千八百五十人戸數約九十二戸といふ見當となるのである。（かの北史の倭國傳に倭國の地方官制を述べて「有軍尼百二十人、猶中國牧宰、八十戶置一伊尼翼、如今里長也、十伊尼翼屬一軍尼」とあるのは、如何なる資料に基きしものなるか不明であるが、八十の戸數は約一千六百人の口數となり、一郷の人口數としては過大と稱すべき程でもないものであり、従つて一國の戸數八百、口數一萬六千となり、全國百二十にて九萬六千戸、百九十二萬口となる譯で、もとより正しい數ではあるまいが、或は或る時代の我が國の戸數人口の大體の見當を示すものかとも推せられるのである）してみると魏略及び魏志によれば後の筑前國の一部に割據せしものと思はるゝ伊都、奴、不彌の三箇國の戸數三萬一千餘戸は、その當時より約五百年の後世に於ける筑前全國の總戸數約四千六百餘戸に比し、約七倍の過大なる數となるのであり、また肥前國の北邊一

角に割據したらしい末盧國の戸數が四千餘戸とあり、それより約五百年後の肥前一國の戸數と殆ど同一の數となつてゐるのである。また壹岐國の如きも延喜稻よりの推算によると、良民總口數一〇六〇〇人、戸數五百三十戸となつて居り、魏志の三千許家と稱するに比すれば約六分の一に過ぎないのであり、對馬國の口數は算定困難な事情にあるが、澤田氏推算の約七千人を比較的正しいとすれば、戸數約三百五十戸となり、之れも魏志の千餘戸といふに比すれば三分の一に過ぎないのである。即ち魏志に記するところの戸數なるものは、何れも甚だしく誇張せしものなることは當に疑ふべからざるところであらう。而ももし假りに當時伊都國の一萬餘戸、奴國の二萬餘戸が許され得るものとすれば、三井、八女、三潞の地方に五萬餘戸を許し。また山門、八女、三池の地方に七萬餘の戸數を許すことも、必ずしも排すべきではあるまいと考へる。

かつ人口戸數の多少は種々の事情によりて生ずるもので、必ずしも地積の大小と一致するものではないのである。同じく武藏野の平野でも、太田道灌時代の江戸と、家康時代の江戸と、明治時代の東京と大正昭和の東京との間に、著しい相違あることは何人も熟知するところであり、また鎌倉の地方と京都の地方とは、その地積の點よりすれば比較にならぬ相違であるが、鎌倉幕府全盛の時代にはその人口戸數の點に於ては、恐らく京都と相並んで、我が國の大都市であつたことと思はれるのであり、或は福岡博多の近傍や熊本市の地方に比し、長崎の地がその地積の狹隘なること眞に話にならぬものであるけれど

も、その人口戸數の點に於ては常に福岡熊本の二倍以上を有してゐることは、曩に掲げし如く統計の明示するところである。さればもとゞ／＼魏志の戸數記事が不正確なものでないとしても、また畿内ヤマトと筑後山門の地積が當時略同一であつたとしても、或は不同であつたとしても、その當時の中心地が何處であつたかといふことがまづ決定せられざる以上は、その戸數記事によりてそれが畿内ヤマトを意味するが、若くは筑後山門を意味するか、或は他の地方を意味するかを判定することは到底不可能のことであり、元來かくの如き事實を判定すべき資料として使用すべき性質のものではないのである。況んやその記事そのものが不正確にして信すべからざる性質のものなることは、曩に詳論せし通りであるから、この記事に信頼して立てられた所説の如きは、全然無意味なるものといはなければならぬのである。

或は「邪馬臺と呼べる土地の限界は恐らくは今の和國よりは廣大にして、當時の朝廷が直轄したまへる地方を包括するならん」となすが如き見解を有する人もあるであらうが、(藝文第一年第三號内藤博士論文参照)然し魏志の記すところでは、邪馬臺は末盧、伊都、奴、不彌、投馬などの諸國に對し、(特種の一區劃を意味するのであり、特にその戸數を述ぶるに當りて、漠然と「當時の朝廷の直隸したまへる地方」を總括して推算せりと云ふことも考へ難いことであらうし、第一その直轄の地方が今日の大和國より廣大であつたであらうと云ふ論據は何に基かれたものであるか、解する能はざるところである。も

し所謂廣義の女王國全部を意味するものであるとすれば、かつ女王國を中心として既に統一的國家が

成立したものであるとすれば、(當時邪馬臺國の威力は既に朝鮮半島の南部に及べりとなす同博士の見解に従へば、當然統一的國家の成立を認めなければならぬのであらうから)末盧、伊都、奴、不彌、投馬等の諸國も亦勿論當時の朝廷の直轄領中に入れらるべき譯であり、大化の改新以後ならばヤマトの近傍を劃して畿内と稱せしことの事實も認めらるゝのであるけれども、それ以前にはかやうな制度が行はれたらしい形跡も存しないのであり、當時所謂ヤマト國なる名稱の下に眞のヤマト國以外の部分までも包括して併稱せらるべき理由を發見することが出來ないのである。もしまた當時なほヤマト國を中心とせる予の所謂大部落的統轄時代であつたとすれば、なほ更に眞のヤマト國とその他の部分とを包括して之れをも亦ヤマト國と呼ぶべき譯はなからうと考へる。けれども假りに後の畿内五國の地域全部を意味するものであるとするも、かの地域に七萬餘戸の戸數を有せりとは遂に考ふべからざること曩に詳論せし通りである。だからもしかの戸數記事に採るべき意味があるとすれば、大體の見當にて伊都國よりも奴國が大きく、奴國よりも投馬國が更に大きく、投馬國よりも邪馬臺國が一層大きかつたといふ比較上の事實を示すものとして、多少の意味を有するだけに過ぎないのである。

かつ山田氏は「奴國に倍する程の有勢地は今日にありても何等かの痕跡をとゞむべきを豫想し得る」といひ、また「もし此の大國が九州内にあつたとすれば、今日其遺蹟が何處かにあるべきである」と論じて居らるのであるが、山田氏がその「痕跡」といはるゝのは、今日もなほ當時の名残を留め、相當の都



市でなければならぬとの意か、或は三宅博士と同じく單に「遺蹟」の意味であるか、多少その眞意が曖昧ではあるが、而もその何れであるとするも、同氏は「但馬」を以て投馬國に比定して居らるゝのであるから、氏は但馬の地に「何等かの痕跡をとゞめてゐる」と認められた譯であらうが、その之れを但馬に比定する理由として記さるゝところによると、第一にその名稱の類似せること、第二に但馬の位置が博多より敦賀に至る距離の三分の二の地點にあること、即ち水行十日に對し水行二十日の日數行程に相當することの二箇條がその最も主なる要件となつてゐるのであり、その他には「今上古の史蹟を按ずるに投馬國は出雲か但馬かのうちに出づべからず。而いづれも當時著名の國にして大和朝廷所在の地に次ぐべき大勢力ありし地と推定することを得るが上に、共に上古の航路の要衝なり」といふ、出雲と共通の理由として、而も但馬に比定するが爲めに掲げられた要件が記されてゐるだけである。(考古學雜誌第十二卷第十號「狗奴國考」(三二一—二二頁參照) 即ち(a)出雲と但馬とは當時著名の國にして大和朝廷所在の地に次ぐべき大勢力ありし地と推定するを得といふこと、(b)上古の航路の要衝であるといふこと)の後に掲げた二要件は、出雲と但馬とに共通の要件であるから、その特に但馬を以て投馬國に比定せられた理由としては前に掲げた第一、第二の二要件だけとなる譯である。而も第二の要件として掲げられた「但馬の位置」に関する理由は、何れの意味に於ても氏の所謂「何等かの痕跡をとゞむるもの」として認むる譯には行かないのであるから、つまり今日にあつてもなほ特に但馬の地にとゞめられてゐる所謂「何等かの

「痕跡」とも稱すべきものは、たゞ「その名稱の類似」といふことだけとなる譯である。けれどももし「その名稱の聲音上の類似」といふことを以て、特に「今日にありてもなほ何等かの痕跡をとゞむるもの」とせば、晉に出雲、但馬のみならず、また晉に玉祖郷、軻の津ばかりでなく、筑後河中流の地域に残りし妻郡の名も亦之れに當てることが出来る譯であり、（上妻、下妻は上八女、下八女の略稱なりとの説があるが、予はその説を信じない。この事については後に論じやう）その他到る所に於て之れを求むるごとが出来得らるゝのである。随つて特に但馬國に限つてとゞめられし痕跡として認むべきではなく、但馬を以て特に投馬國に否定すべき重要な要件とも思はれないのである。

かつまた氏が但馬の地を以て、博多より敦賀に至る距離の三分二の地點にありとせらるゝのは、即ち「博多より但馬に至る距離の約半を以て敦賀に達すべし」とせらるゝのは、果して如何にして計算せられたものであらうか。予が地理書によりて知るところでは、博多より下關に至る約七十裡、下關より出雲國美保關に至る約百九十二裡、美保關より敦賀に至る約百四十六裡といふのであるから、博多より出雲に至る航路約二百六十二裡に對し、出雲より敦賀に至る航路はその半より長きこと僅かに十五六裡に過ぎないのである。然るに但馬の位置は更に出雲より七八十裡もあるのであるから、たとへば但馬の濱坂より敦賀までは約八十裡となり、約四分一の距離となるのである。もし朝來川河口の城崎邊までとすれば更に約三十餘裡も東に片寄ることとなり、所謂三分一の割合には益々遠ざかることとなる譯で

ある。もとより航路の長短は寄港の多少によりて著しく影響されるのであるから、博多より直ちに投馬國に直航し、それより更に次ぎの港へ直航したと見るべきではあるまいが、さりとてその間に何れの港に寄泊したか全く不明なるこの場合に於ては、事實上博多より投馬國までと、投馬國より次ぎの港までの正確なる水行距離を知ることが、全く不可能の事情にあるのである。されど直通距離の長い部分が、その短い部分よりも寄港の回数は多くなるべき譯であるから、かの三分一の割合よりも一層遠ざかるべき可能性が益々強い譯である。さればその位置より見て、但馬の地が博多より敦賀に至る距離の三分の二のところであり、博多より但馬に至る距離の約半を以て敦賀に達することが出来るといふ第二の要件は、全く根據なき空論に過ぎないのであり、その意味に於て山陰沿岸に於て投馬國の比定地を求むれば、却つて出雲の地がその位置に相當するものと稱すべきである。加ふるに管にその名稱が聲音上の類似を有するばかりでなく、氏の所謂「何等かの痕跡」ととゞむることももとより但馬の及ぶところではないのであり、我が上代に於て著名な國で、大和朝廷所在地に次ぐべき大勢力ありし地と推定し得ることも、上古の航路の要衝であつたといふことも、亦但馬以上に有利なる理由を有するのであるから、益々出雲に比定することがより正常と思はれる。かつまたその地勢の點より見るも、但馬はもとく山國で何等大平原の見るべきものがないのであり、僅かに朝來川の流域に多少の平野を有するに過ぎないのであるから、後世歴史時代に於てもこの地を中心として大勢力の起りし例は、殆ど見ないところであり、その最も著名

なるは山名氏が一時出石に據りてその勢力を振ひしだけであり、而も太古に於ても遠く海を離れた朝來川上流の出石が但馬の中心地で、所謂「何等かの痕跡」を最も多くとゞめしところであるから、この點に於ても亦出雲の方が遙かに有利な事情となつてゐる。されば山陰沿岸の航海に際し、出雲を除きて但馬を重視すべき理由は全く見出すことが出來ないのである。けれども予の以上の言説はもとよりその出雲に比定すべきことを主張せんとするのではないのであり、たゞ假りに論者の論法に従へば、但馬よりも出雲となすことにより合理的なることを述べただけに過ぎないのである。もし夫れかの所謂「何等かの痕跡」といふもの、三宅博士が「もし此の大國が九州の内にあつたとすれば、今日其遺蹟が何處かにあるべきである」といはれたのと同じの意味であるとすれば、予は主として北部九州に於ける偉大なる遺蹟である、山城式列石を以てその疑問に答へんと欲するのである。

なほ論者が「九州貿易の中心たる奴國に倍する程の有勢地」だとか「九州で一番開けた北部の儼」だとかいつて居られる眞意は、奴國即ち儼が朝鮮、支那に對する貿易關係を豫定するものと察せられるのであるが、曩にも述べたやうに、魏志の文面によればなほ未だ全く貨幣の用を知らない氏族經濟の時代で、漁獵、農業を主要産業とし、僅に或る種の家内工業が副業として行はれたに過ぎない時代であり、交通の方法もたゞ小漕艇小帆船により瀬戸内海の一航行にも數十日を要せし程の幼稚なる時代であるから、所謂海外貿易と稱する程の貿易が行はれてゐたとはまづ考へられないことであり、支那に對しては

魏志の文面によりて明かなる通りに、またその他の事情によりても知らるゝ通りに、入貢奉獻の形式によりて多少の貨物が交換せられしに過ぎなかつたはずであり、朝鮮に對しても相互の民族的部落の間に於て、主として漁獵農産物の多少の交換が行はれたに過ぎなかつたと思はれるのである。而もその船著場は、魏志に明記されある如くに末盧即ち唐津或は名護屋の邊であり、奴國即ち難の港ではなかつたのであるから、當時特に奴國が所謂貿易の中心であつたはずはないのである。もとよりその位置地形の關係上、奴國が海外に對し最も早く交渉を有するに至つた一國であることは、既に早く後漢の光武皇帝によりて奴國王に封ぜられし事實によるも明かであり、従つて奴國が海外文化輸入の先驅であり、その後も自ら別に支那朝鮮との所謂貿易をも行つたことは勿論であらうが、而もそれは奴國が有力な國となつた主要な原因ではなく、寧ろその有力な國であつたことが海外への交通、文化輸入の先驅となつた所以であらうと考へられるのである。だからもし當時奴國が九州北部の他の部落に比して多少有力なる部落であつたとすれば、それは決して主に貿易といふが如き、近代的經濟事情によるものではなく、全く主に那珂川流域なる平原の賜物であることは地理上明白なるところである。實に九州に於ける最大の平野は九州第一の大河なる筑後河の流域であり、次いで筑前北部なる那珂川、石堂川の流域と、肥後の中部を貫流する白川、緑川、菊池川の流域である。されば九州の地勢上、筑後川の流域に次いで有力なる大勢力の起り得べき可能性を有する地域は、那珂川、石堂川の流域と肥後中部の平原なることは、殆ど既

定の運命と稱するも不可なきところである。もとより九州の地は南方に於て川内川、球磨川の上源をなし、北に走りて白髪山、市房山、三房山、祖母山等の諸山となり、更に大野川の上源をなしてゐる所謂九州山脈によりて西北部と東南部との兩部に大別せられるので、九州の地に發生する大勢力も亦自然にこの兩部に別たる、傾向を有するのであり、以上述べしところはその西北部の形勢であるから、別にその東南部に於て之れに對立すべき、別種の地形の存することはいふまでもないのであるが、而もその平原の廣大なることは到底肥筑の野には及ばないのである。殊に所謂筑後川流域と總稱すべき筑前、筑後及び肥前の大平野を抱括せる地域は、有史以後に於ても古來九州の地に於て覇をなせしもの、多く占據せしところである。たとへば繼體天皇の二十一年（西紀五二七年）に叛を謀りて誅せられた筑紫國造磐井の如き、即ち筑後川の流域なる御井に據り、火豊二國を掩有してゐたのであり、また一時南方の島津氏に對抗して九州の西北部を掩有した龍造寺隆信の如き、同じく筑後川及び之れと關連せる諸河流域の平原を以てその根據となせしものであり、その他齊明天智兩帝の行宮であつた朝倉宮も、亦筑後川流域の地にあつたのであり、武家時代に於ける所謂鎮西探題の居城なども、亦同じく筑後川流域の平原である肥前繞部の近傍に置かれたのであつた。而もこの大平原は、人爲的に筑後川の流に沿うて筑前、筑後、肥前の三國に分屬してゐるが爲めに、また徳川時代に於ては鍋島、黒田、有馬、立花等の諸家に分領せられてゐたが爲めに、筑前南部より筑後、肥前に互りて一體をなせる大平原の自然の條件を忘却無視せんと

する論者の多きことは予の常に遺憾とするところである。蓋し末盧、伊都、奴などの諸國が北方沿岸の平野に分立せし時代に、筑後川及び之れと併流せる諸川の流域を抱括せる有明海沿岸の大平野に、是等以上有力なる強國が発生占據すべきことは、地理上必然の事情であらうと考へられるからである。

而して以上掲ぐるところは何れも三國魏の頃に於て、倭人の諸國はなほ各々國王を有し半獨立の状態で邪馬臺國に服屬せしこと、及びその所謂邪馬臺國は必ずしも畿内大和を意味するものではないことを立證するものと思ふのであるが、なほ魏略魏志所載の倭國が宋書、北史、南史所載の倭國と同一意味のものでなく、その都邪摩堆は魏略、魏志の邪馬臺國とは全くその場所を異にするものであらうと考ふべき他の理由は、曩にも掲げたやうに宋書卷九十七夷蠻傳に載せてゐる、順帝の昇明二年（西紀四七八年）に倭國王武が使を遣はし奉獻した時の上表に、

自昔祖禰躬擐甲冑跋涉山川不遑寧處東征毛人五十五國西服衆夷六十六國渡平海  
北九十五國

とあり、南史にも亦これと全く同一の記事が掲げてあり、明かにこの時代に於ける倭國の東邊には所謂毛人の國が蟠踞せしことが察せられるのであるけれども、魏志後漢書にはかくの如き異民族が倭人國の近隣に蟠踞せしが如き形跡を表示する何等の記事も存しないのみならず、却つて「女王國東渡海千餘里、復有國皆倭種」とあり、その東方の民族も亦同一種なることを示してゐるのである。なほ唐書卷一百二

十東夷列傳には

其國都方數千里、南西盡海、東北限大山、其外卽毛人  
とあり、舊唐書卷一百四十九東夷傳には

其國界東西南北各數千里、西界南界咸至大海、東界北界有大山爲限、山外毛人之國  
とあり、また唐書の東夷傳には

子天智立、明年使者與蝦蟇人偕朝、蝦蟇亦居海島中、其使者鬚長四尺許、珥箭於首、令人  
載瓠立數十步、射無不中、

と見えてゐる。即ち明かに畿内大和を以て中心とせる時代に於ては、その東北山境外に毛人の蟠踞せる  
ことを知つてゐたのである。またその東北方面に於ては大山を以て境となすといふ地理上の事實をも認  
めてゐるのである。蓋し畿内大和を中心とせる我が國が、その東北方面に於て常に毛人と對抗せしこと  
は史上著明なる事實にして、畿内大和と交通せるものが、同時に毛人の國について耳にすべきは甚だ自  
然のごとであらうと考へられるのである。然るに魏志の記載には全然その東北方面に關する知識を缺い  
て居り、晉に毛人に關する知識を有しないばかりでなく、また地理上に於てもたゞ西南方面に向つて連  
絡ある島嶼と認め、南北に連互せる列島と考へてゐるだけであり、更に東西に長く南北に短き我が列島  
の實際の地勢については、何等の認識をも有してゐないのである。尤も北史、梁書、隋書にも毛人に關

支那の史料に現はれたる我が上代（橋本）

（美光）

九五



する記事を缺いてゐるので、或は毛人に關する知識を有してゐても、必ずしもその記事に現はるゝものではないといふ異論を唱ふるものがあるかも知れないが、北史は南史と共に唐の李延壽の撰であり、南史に記するところは北史に記るさず、北史に述ぶるところは南史に掲げずといふ方針によりて撰ばれたものであるから、南史に記るされた毛人の記事が北史に略されて居り、北史に記るされた「其國境、東西五月行、南北三月行、各至於海、其地勢東高西下」といふ我が列島の大體の地理に近似せる、従つて畿内大和に關する知識を有することなくしては、到底記るす能はざるこの記事は、南史には全然除かれてゐるのである。また唐の貞觀の頃撰ばれた梁書の撰者姚思廉も、當然是等の事實については熟知してゐたはずであるが、主として魏志の記載に依頼し、宋書南史北史の記事を大に省略せしが爲めに、遂に毛人に關する記事も地理の實際に關する記事も、全然之れを脱漏するに至つたのであり、隋書も亦宋書、南史を殆ど全く省略し、主として北史、魏志等北方關係の史書に據りしが爲めに、地理に關する北史の記事はそのまゝに採擇せられたのであるけれども、毛人に關する宋書南史の記事は全然脱漏するに至つたのであつた。

かくの如く北史、梁書、隋書がその毛人に關する記事を有せざる理由は、之れを解明することが出来るのであるけれども、魏志の場合は全くその事情を異にし、その地理に關する記事は全く實際の地理と異なり、南北僅かに五千餘里に連互せる島嶼として記されあり、また畿内大和を中心とせる我が國にあり

ては常に東北方面に於ける一大強敵として抗争せる毛人に關して何等の記載を有せず、而もそれ等の事實に對して適當なる理由説明を發見する能はざることは、應てまた魏志の邪馬臺國が畿内大和に比定さるべきものにあらざることを裏書するものではあるまいか。（未完）

橋 本 増 吉

支那の史料に現はれたる我が上代（橋本）

（毛一）

九七